

タイトル	新SDGs 時代における「平和への地域づくり教育」再考 — ケア労働論と環境教育論をくぐって —
著者	鈴木，敏正；SUZUKI, Toshimasa
引用	開発論集(116)：33-79
発行日	2025-09-30

新 SDGs 時代における 「平和への地域づくり教育」再考 —— ケア労働論と環境教育論をくぐって ——

鈴木 敏 正*

〈構成〉

はじめに —— 新 SDGs 時代の『平和への地域づくり教育』 ——

I 新 SDGs 時代の「平和と民主主義」

- 1 新 SDGs 時代：地球沸騰，パンデミック，「二つの戦争」
- 2 自然再生エネルギーをめぐる
- 3 プラネタリー・ワンヘルス：「環境正義」と「ケアの倫理」の接近

II ケアとコモンとエッセンシャルワーク

- 1 正義から倫理，そして「ケアに満ちた民主主義」へ
- 2 近代批判としての「ケア労働」：人類学的アプローチへ
- 3 エッセンシャルワークと「基盤的コミュニズム」
- 4 「普遍的ベーシックインカム（UBI）」の提起から実践論へ

III 「平和への地域づくり教育」と「地域づくり響同」

- 1 「平和への地域づくり教育」の再提起
- 2 現代的人権と「実践としての民主主義」
- 3 学校環境教育から地域社会教育実践へ
- 4 環境教育＝社会教育から「平和への地域づくり響同」へ

おわりに：小括

はじめに —— 新 SDGs 時代の『平和への地域づくり教育』 ——

「国連・持続可能な開発目標（SDGs, 2015-2030）」は，大きな転換期を迎えている。

「国連・未来のための協定 Pact for the Future」（2024 年 9 月）は，その前文で，現在世界各地で「人々は貧困，飢餓，不平等，武力紛争，暴力，移住，テロリズム，気候変動，疫病，テクノロジーによる悪影響など」に苦しみ，人類は「破滅と存続の危機に陥る可能性のあるさまざまなリスクに直面している」が，同時に「知識と技術の進歩の適切な管理」を通じて「よりよい未来をもたらすことのできる好機の瞬間」にもいる，と言う。「地球規模の深刻な危機」の代表例は「気候危機（「地球沸騰」）」と「パンデミック（COVID19）」，そして「二つの戦争（ウクライナとパレスティナ）」であろう。いずれも，SDGs 開始時には想定されていなかった重大事態である。本稿では，これらに対応する SDGs の新展開が求められている現段階を，

*（すずき としまさ）北海学園大学開発研究所客員研究員，北海道大学名誉教授

「新 SDGs 時代」と言う。

SDGs の捉え直しが必要であること、とくに戦争と平和の視点からの新たな展開が必要であることについては別に述べている¹。「核戦争」や「第 3 次世界大戦」まで話題にされている今日、Local や Regional な地域レベルでの戦争予防、平和構築、平和維持、そして「平和な地域づくり Peaceful Community Development」の実践が重要な意味を持つようになってきた²。

「未来のための協定」前文は、上記のような状況に対処するためには、「世界の政治的、経済的、環境的、技術的な変化に対応し、不確実な未来に適応するアジリティ（敏活さ…引用者）を備えた、未来にふさわしい多国間システムが必要」だと言っている。これに対応する「持続可能な開発＝発展（SD）」、具体的な「地域社会開発＝地域づくり」はどのように進めたいのだろうか。そもそも新 SDGs 時代の現在、「地域（Community）」や「地域開発＝発展（Community Development）」をどのように捉えたいのであろうかにまで立ち戻って検討しなければならないだろう。

筆者は、1994 年、当時の「国際的地域紛争」の代表例であった英国・北アイルランドで地域調査を行い、とくにトランスナショナルな成人教育の立場から紛争解決に取り組んでいた「アルスター・ピープルズ・カレッジ（Ulster People's College, UPC）」での参加型調査を行った。その結果は、『平和への地域づくり教育』（1995 年）にまとめている。実はその際、筆者を受け入れてくれた UPC 創設者の故 T. ラベット教授に同書の構想と構成を説明した際に、タイトルは「社会変革への地域成人教育 Community Adult Education for Social Change or Transformation」としたらどうかという提案をいただいている。しかし、当時の筆者は比較研究の一つとして北アイルランド地域調査を位置付けており、日本で受け入れやすくするために『平和への地域づくり教育』とすることにした。その後、「平和」の課題がグローバルに広がり、「変革的 transformative 教育」としての ESD や、「世界を変革する」ことをスローガンとする SDGs が登場してくるとは予想もしなかったのである。UPC の成人教育実践が世界の変革につながることを確信しておられたラベット教授の真意を理解できていなかった不明を恥じるしかない。本稿では、その反省をもとに、今日の「平和への地域づくり教育」の意義について考えてみたい。

もちろん、1990 年代に提起した「平和への地域づくり教育」の重要性を新 SDGs 時代において主張するためには、多くの媒介項が必要である。本稿では、「平和的生存権」（日本国憲法前文「全世界の国民 people が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」）

¹ 拙稿「『二つの戦争』と『共喰い資本主義』を超えて」北海学園大学『開発論集』第 114 号、2024、とくに第 4 章第 3 節を参照されたい。

² 平和・安全保障に関する国連の組織・活動については、山本英二・中山雅司『国連入門—理念と現場からみる平和と安全—』筑摩書房、2025。「平和構築」については、大門毅『平和構築論—開発援助の新戦略—』勁草書房、2007、とくに「地域開発」の重要性については、国連開発支援活動の経験を踏まえた、長谷川祐弘『国連平和構築—紛争のない世界を築くために何か必要か—』日本評論社、2018、など参照。

を実質化しようとするものとして、この間に発展してきたケア倫理・労働論と環境教育実践に注目する。筆者が inclusive を「包容的」と訳してきたのは、「ケア」の側面を考えてきたからであるが、その人類史的研究は「ケアリング・コミュニティ」が人間存在にとって不可欠であることを明らかにしてきている。ケアの思想は、「コロナ危機」で注目されたエッセンシャルワークとしての対人援助の領域を超えて、自然さらに地球全体にも適用されるようになってきている。他方、環境教育実践は自然保護（ケア）活動や公害学習を超えてグローバルな課題となり、「持続可能な発展のための教育（Education for SD, ESD）」の展開に見られるように、「持続可能 sustainable で包容的 inclusive な地域づくり」を目指す諸実践へと展開してきた。冒頭で見た「国連・未来のための協定」は、特別提案「将来世代に関する宣言」が示すように、教育的活動をとくに重視している。今日求められている「平和への地域づくり教育」を考える際には、これらの動向をふまえておくことが不可欠である。

以下、次のように展開したい。

I ではまず、「新 SDGs 時代」をどう理解するかについて述べる。平和を「直接的暴力」としての戦争だけでなく「構造的暴力」(J. ガルトゥング) がない状態であると理解すれば、SDGs の 17 の目標全部が平和と「平和的生存権」にかかわるものであることはすでに指摘されている³。ここでは具体的に、最大の焦点とされてきた「環境危機」とその基本的原因とされる化石燃料依存社会からの脱却を目指す SDGs 目標 7「エネルギー」の現状と課題にふれつつ、「平和と民主主義」の重要性、「第 3 世代の人権」とくに「自己決定権＝発展権」をふまえた「平和への地域づくり」を考える必要性について述べる。その際に、「プラネタリー・ワンヘルス」を志向する「平和への実践」において、「環境正義」と「ケアの倫理」が接近してきていることに注目する。

そのことをふまえて II では、新 SDGs 時代の気候危機は「環境正義」だけでなく、自然と人間に対する「ケアの倫理」を問うていること、「持続可能で包容的な社会」に向けた「ケアに満ちた民主主義」(岡野八代) への取り組みを求めてきていることを指摘し、その発展課題を考える。とくに人類史やグローバルサウスの人類学的研究をふまえ、ケア労働を中心とする「エッセンシャルワーク」に対して「ブルシット・ジョブ」が横行する倒錯した現代の労働のあり方を批判し、「基盤的コミュニズム」と「普遍的ベーシックインカム (UBI)」を提案する D. グレーバーや、さらに「労働の解放」を主張する A. ゴルツの提起の現段階的意味と発展課題について再検討する。その上で、ゴルツ同様に（それ以上に立ち入って）「経済的理性」を批判する D. ハーヴェイが言う「地域的価値体制」と「時空間のマトリックス」を、グローバルな「実践的時空間」として捉え直す必要性を指摘する。

³ 佐渡友哲『SDGs 時代の平和学』法律文化社、2019。平和学については、藤原修・岡本三夫編『いま平和とは何か―平和学の理論と実践―』法律文化社、2004。「平和的生存権」の現段階的意義については、猫塚義夫・清末愛砂『平和に生きる権利は国境を超える―パレスチナとアフガニスタンにかかわって―』あけび書房、2023。

以上をふまえてⅢでは、北アイルランドでの経験を振り返りつつ、「平和への地域づくり教育」を再提起し、今日的具体化に向けて、国際成人教育やESDとの関係を再考する。そして、平和への「実践としての民主主義」に不可欠な学習実践の展開構造をふまえ、世代間・世代間連帯によるSDGs／ESD計画づくりに向けた地域環境教育／社会教育実践のあり方を考える。具体的には、SDGsモデル都市・下川町などの北海道の諸事例、さらに「持続可能で包摂的な地域づくり教育（ESIC）」に取り組む現段階の全国的な地域環境教育＝社会教育の諸実践例の検討をととして、「平和への地域づくり教育」の現段階的意義について提起する。

I 新 SDGs 時代の「平和と民主主義」

1 新 SDGs 時代：地球沸騰，パンデミック，「二つの戦争」

国際的調整の産物でもあった「SDGs」実現に向けては、当初から多くの課題があったが、その実施過程で新たな問題も生まれてきた。これまでにポスト SDGs も議論されてきたが、その困難を端的に示すのは、SDGsの焦点とされてきた地球温暖化対策の到達度である。

地球温暖化の主原因としての「化石燃料依存」システムからの脱出、「再生エネルギー」への転換が課題解決の基本方向とされ、「気候変動枠組条約」（1992 年）の「締約国会議（COP）」が重ねられ、国連・SDGs（2015-2030）でも取り組まれてきた。しかし、グテーレス国連事務総長は、2023 年夏、この間の「地球沸騰化」の中で SDGs は「危機的状況」にあるという声明を出している。それは国際対立、コロナ危機、「二つの戦争」等によって気候危機克服への国際協力の推進力が弱まり、SDGs 実現の主要メルクマールとされてきた、産業革命以降の平均気温上昇を 1.5℃ 以下に抑えるという「パリ条約」の目標が達成できる見通しがきわめて困難になったからである。1970 年代にはプラス 0.5℃ 以下であったが、その後急速に上昇傾向が続き、2024 年にはついに 1.55℃ を記録した。

冒頭でふれたように、「国連・未来のための協定」はいわば「新 SDGs 時代」を示すものである。そのゼロドラフトでは、これまでの国連憲章・国際法など、「信頼、公平性、連帯、普遍性の原則」に導かれ、「開発、平和と安全、人権という国連の三つの柱」が相互に関連し補強し合っていることを再確認している。そして、現在取り組まれている SDGs を踏まえながら、五つの分野における具体的な行動を提起していた。

すなわち、①持続可能な開発と開発資金、②国際平和と安全保障、③科学技術・イノベーションとデジタル協力、④ユースと将来の世代、⑤グローバル・ガバナンスの変革、である。①では「環境危機」に触れながら、2030 アジェンダ（SDGs）実現に向けた「開発資金」のあり方が提起されている。②では、「冷戦終結後のどの時期よりも核戦争に近づいている」という認識のもと、戦争（紛争）の予防、調停、平和構築、平和活動、テロ防止のための集団的行動が約束されている。③では、SDGs 実現を加速化させる、「包摂的かつ人間中心のデジタルの未来」が提起されている。④では、「将来の世代のニーズを損なうことなく、現在のニーズ

を満たす」という「持続可能な発展（SD）」の基本理念に基づいて「質の高い教育及び生涯学習への投資」を重視し、とくに付属文書として「将来世代に関する宣言」が掲げられている。

⑤では、多国間システムや国家を超えた多様な主体の位置付けだけでなく、「国際金融アーキテクチャ改革」を含めた「グローバル経済ガバナンス」、さらには「宇宙空間の平和的かつ持続可能な利用」の促進が挙げられている。

SDGs には「五つの P：People, Prosperity, Planet, Peace, Partnership」のテーマがあるとされてきたが、とくに企業活動にかかわるのは「Prosperity（豊かさ）」である。具体的には目標 7～11、すなわちエネルギー、仕事、産業・イノベーション、平等、まちづくりである。もちろん、目標 12「持続可能な生産と消費を確保する」（作る責任、使う責任）は、企業倫理と消費者倫理を問うものである。これらの中で、最初のテーマが「エネルギー」である。

「はじめに」でふれたように、これまでの SDGs の 17 目標になかった核や戦争にふれているのが「未来のための協定」の大きな特徴である。戦争は「持続可能な発展」目標の正反対に位置するものであり、人間と自然への「最大の暴力」である。それは同時に、気候危機の重大な原因であり、軍需産業そのものも含めて、これほどの「エネルギーの無駄＝否定的利用」はない。地球温暖化対策だけでなく、化石燃料資源の限界もあり、今日の戦争・紛争の背景には、大国間のエネルギー資源獲得競争がある。かくして、新 SDGs 時代の「平和への自然再生エネルギー」の拡充が大きな課題となっていると言えるのである。

たとえば日本では、地球サミットの前年である 1991 年、経団連が「企業行動憲章」と「地球環境憲章」を提示した。「環境基本法」（1993 年）後、改定があり、2017 年第 5 回目の憲章改定では SDGs がふまえられ、2022 年の「実行の手引き」第 9 版では、Society5.0 とともに SDGs が最大のキーワードになっている。しかし、そうした理解に基づく SDGs と企業倫理については、対応の立ち遅れだけでなく、グリーン・ニューディールや「ESG（環境・社会的課題・ガバナンス）」投資をめぐる、「SDGs ウォッシング」ではないかという批判があった。最近では、政府の軍事費倍增政策のもとでの、兵器輸出入や「経済安保」、軍需産業の政治献金などをめぐる政治問題も表面化している。

日本政府は化石燃料とくに石炭依存などで、国際的環境保護団体から「化石」や「ガラパゴス」と言われながら、「エネルギー基本計画」では「自然再生エネルギー」への本格的転換は見られず、「原発」をなお「ベースロード電源」としているような状態であった。原発産業・「原子力ムラ」への配慮というだけでなく、唯一の被爆国であり、2024 年には日本被団協がノーベル平和賞を受賞するという国際的動向がありながらも、核兵器禁止条約（2021 年 1 月発効）に加盟しないどころかオブザーバー参加すらしないという、対米従属の「核政策」が背景にある。最新の「第 7 次エネルギー基本計画」（2025 年）では、たしかに「再生可能エネルギー」を最大電源とすることが掲げられているが、先進的諸国に比べればなお低い水準で、「原発回帰」が明確な政策方向となってきた。

当面する「二つの戦争」に関して、2024 年 5 月、国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所

(ICC) が、ウクライナ戦争に関して先に逮捕状が請求されていたプーチンに加えて、「ガザ戦争」に関わるイスラエル首相ネタニヤフやハマス指導者に対して戦争犯罪、「人道上の罪」によって逮捕状を請求した。同時に関係専門家たちは、軍需産業とそこに融資する金融業者が同じく戦争犯罪と人道上の罪に問われるであろうという声明を出している。国家の責任だけでなく、企業倫理が問われてきたのである。これに対してアメリカ政府は強い反発・介入をしてきたのであるが、2025 年 1 月に誕生した第 2 次トランプ政権は ICJ や ICC に対する圧力をさらに強化している。「ガザ戦争」は「パレスティナ戦争」に、そして「中東戦争」に拡大しつつある。

2 自然再生エネルギーをめぐって

あらためて、SDGs の目標 7 を見てみよう。

日本の外務省／環境省の邦訳によれば、同目標のタイトルは「全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」である。そのターゲットは、(7.1) 現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセス、(7.2) 再生可能エネルギーの拡大、(7.3) エネルギー効率改善、(7.a) エネルギー関連インフラとクリーンエネルギーへの投資、(7.b) 発展途上国への現代的で持続可能なエネルギー開発、である。まず気づくことは、上記の形容詞付きのエネルギー概念が明確に区別・整理されていないということであろう。

「近代的」と「現代的」は英語の本文ではいずれも「modern」である。おそらく「近代的」とは産業革命以後の旧来のエネルギーで、事実上は化石燃料に依存したエネルギーであり、「現代的」とは環境問題が世界的に問題視されるようになった 1970 年代以降のもので、とくに「再生可能 renewal な」エネルギーが念頭に置かれているであろう。後者には「原子力エネルギー」も含まれよう。「クリーンエネルギー」は、地球温暖化がとくに問題視されるように、脱炭素（したがって脱化石燃料）のエネルギーであろうが（日本の政策では「新エネルギー」が提起された）、ここに「原子力エネルギー」が含まれるか否かは曖昧である。いずれにしても、「自然再生エネルギー」の定義・位置付けはない。

日本環境教育学会編『知る・わかる・伝える SDGs II』（2021 年）は、同じ邦訳を採用しているが、上記の点については明確ではない。解説した「第 1 章 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」（古屋将太）は、上記のような論点にはふれずに、エネルギーを「電力、熱、輸送燃料」の形態で捉え、従来型のエネルギーは「持続不可能」としている。そして、「エネルギーアクセス」に関連しては、(1) 化石燃料と (2) 原子力に対置して (3) 再生可能エネルギーを位置付け、さらに (4) SDGs の視点からみたエネルギー転換を課題としている。(4) では、SDGs 目標 7 以外の目標と関連づけて理解すること、エネルギー転換は「SDGs のあらゆる項目と共鳴」し、「社会変革を伴うことに留意することが重要」だとしている。そのために「エネルギーと教育」のテーマの重要性を強調し、最後に「地域と共生する再生可能エネルギー」について、「幅広いステークホルダーの学びと対話のもとで模索してい

く必要」を提起している。実践例として挙げられているのは「いわきおてんと SUN 企業組合プロジェクト」（島村守彦稿）、とくにその「自然エネルギー部門」の「自然エネルギー教室」などの活動である⁴。

まず、「再生可能エネルギー」と「自然エネルギー」あるいは「クリーン・エネルギー」と「自然再生エネルギー」の区別と関連が問われるであろう。エネルギーは太陽光、万有引力に関わる位置のエネルギーに始まるが、物理学的な熱や化学変化、そして生物学的なバイオ・エネルギーなどをふまえた、自然生態系の循環の中における「自然再生」エネルギーが問われているのが今日である。「クリーン・エネルギー」では、健康論的視点が欠かせない。しかし、旧来のエネルギー論においてもこれらの区別と関連は必ずしも明確ではなく、それらをふまえた「持続可能なエネルギー」論が議論されてきたわけではない。

SDGs 7 で検討すべきもう一つのことは、「エネルギーサービス」と「エネルギーアクセス」という枠組みで捉えていることである。もちろん「サービス」の内容も問われようが、そもそも曖昧な「エネルギー」理解では、「サービス／アクセス」は市場主義的な「サービス／クライアント」関係で捉えられかねない。生物多様性条約と「ラムサール条約」に関する議論では、「生態系サービス」が論議されたことが想起されよう。サービス／アクセス論を超えた、エネルギーの「人権性」、「共有性」と「公共性」をふまえた政策が問われることになる。

以上のような論点を含みながらも、SDGs 目標に対応して、すでに取り組みが進められているドイツや北欧諸国をはじめ、化石燃料と核エネルギーから「自然再生エネルギー」への転換が進められた。技術的な不安定性とコストが問題視されていた再生エネルギーも、その普及に伴って次第に問題解決が進み、日本でも、東日本大震災直後に成立した「固定価格取引制度（FIT）」の効果もあって大きな拡大が見られたが、先進諸国に比べてその比率はかなり低いのが現状である。「エネルギー基本計画」は、国会審議を経ず、閣議決定で進められている。他国のように送配電における自然再生エネルギー優先の仕組みはなく、むしろ原子力発電が最優先されている。

実際に進んだのは、既存の日本的な独占的電力会社制度を前提に、海外資本の参入も加えて、収益性が見込まれる大規模な太陽光や風力、あるいはバイオ・エネルギーの開発が中心であり、必ずしも自然再生エネルギーの特徴を活かした「地域と共生する再生可能エネルギー」、「地域分散型」エネルギーシステム⁵の方向ではない。自然再生エネルギーによって地域社会の社会経済的デザインを循環的なものに変革するような地域自治体⁶の数は、なお限られたものである。最近ではむしろ、「再エネ乱開発」とそれに伴う光害、騒音、振動、事故、土砂崩れ、森林破壊などが問題にされている⁷。あらためて、原発にも化石燃料にも依存しない「持

⁴ 日本環境教育学会編『知る・わかる・伝える SDGs II』学文社、2021、第1章。

⁵ 大島堅一・高橋洋編『地域分散型エネルギーシステム』日本評論社、2016。

⁶ 小林久編『再エネで地域社会をデザインする』京都大学学術出版会、2020。

⁷ 傘木宏夫『再エネ乱開発—環境破壊と住民のたたかい—』自治体研究社、2024。

「持続可能な地域づくり」が問われている⁸。

こうした現実には、「エネルギー」目標をSDGsの他の目標とかかわらせて検討することを不可欠にしている。たとえば、目標6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」である。そのターゲット6.1の「安全で安価の飲料水の普遍的かつ平等なアクセス」から6.6「山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復」まで、エネルギー開発問題が、しばしば直接的・対立的にかかわっている。そもそも、人間の内的・外的自然のあり方について考える際には、水とエネルギーの循環を基本的で不可分のものとして考えることが求められる。

現段階では、こうした状況もふまえて、「再生エネルギー」や「持続可能なエネルギー」をどう捉え、推進していくかが検討されなければならない。さらに視点を広げてみれば、「二つの戦争（ウクライナと中東）」に直面している現在では、戦争や暴力と資源・エネルギー問題についても考える必要があるであろう。「二つの戦争」が日本の資源・エネルギー問題に影響を与えているというだけではない。既述のように、世界に広がる戦争や暴力そのものが、資源・エネルギーの無駄遣いであり、非人間的な行為の最たるものであるからである。しかし、戦争の背景には、大国による「資源・エネルギー」獲得競争があった。現在、「二つの戦争」の行方を左右すると言われている第2次トランプ政権の「ディール」の中心に、「資源・エネルギー」があることはあからさまになっている。

このような状況下で、「平和への自然再生エネルギー」開発が求められているのである。その際に、まず考えなければならないのは、「エネルギー開発主体」の問題である。それは、国際的人権の問題でもある。「平和」を基本理念とする国連の人権規約（1966年採択、76年発効）では、社会権（A規約）・自由権（B規約）ともに、その第1条第1項で「すべての人民（people）は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。」と謳っている。その後、自由権・平等権に次ぐ連帯権や環境権などの「第3世代の人権」の必要性が提起されてきた。「自然再生エネルギー」の推進についても、「持続可能な発展（SD）」についての「地球サミット」（1992年）の人権版と言われた世界人権会議「ウィーン宣言」（1993年）が規定する、「自己決定権」＝「発展権」（あらゆるマイノリティの権利を含む）をふまえたものでなければならないであろう。

新SDGs時代に問われているのは、上述のように曖昧な「再生」エネルギーではなく、地域住民主体の自然再生活動と結びついた「自然再生」エネルギーのあり方である。

⁸たとえば、岩宇・寿都地域振興プラン作成委員会『「脱原発・脱炭素」の地域づくりー岩宇・寿都地域のエネルギー問題ー』泊原発立地4町村民民連絡協議会、2025。

3 プラネタリー・ワンヘルス：「環境正義」と「ケアの倫理」の接近

SDGs は、「民主主義」の実践でもある。その点については、別稿⁹で述べた。ここでは、上述のような動向をふまえつつ、「平和への地域づくり教育」の現段階的意義を考える前提として、「平和的生存権」にかかわる「環境正義」と「ケアの倫理」が接近してきていることに注目しておきたい。

背景には、「環境の危機」と「人間の危機」がコインの裏表のような関係で進行していると言う理解がある。「人間の安全保障」が問われる中で、旧来の環境倫理学¹⁰を超えて人間の「性格特性 character」としての「環境徳 environmental virtue」も議論され¹¹、さらには環境哲学と人間学を架橋する新しい学の必要性¹²、日本の自然に根差そうとする「風土論的環境倫理」¹³も提起されてきた。日常的には、地球的環境問題が話題にされるたびに、環境や地球に「やさしく」ということが呼びかけられてきた。ケアの「倫理」が問われてきたと言えるが、コロナ危機を経験して、ケアにかかわる「エッセンシャルワーク」の重要性が理解されてきている。

環境をめぐる倫理やケアについては後述するが、そもそも「環境保全」には自然環境の保全＝ケアの思想が含まれていた。21 世紀に入って「人新世」への対応が迫られる中で、自然環境を超えた地球環境の責任ある管理、すなわち「Planetary Stewardship」が叫ばれるようになってきている。それは多様な「地球科学」的知見を背景に提起されてきており、新 SDGs 時代を推進する根拠となってきた。それらはボトムアップの環境正義の運動の論拠ともなっており、たとえばスウェーデンの 16 歳の少女がたった一人で始めた「気候のための学校

⁹ 拙稿「新グローバル時代の民主主義と SDGs」北海学園大学『開発論集』第 111 号、2023、を参照されたい

¹⁰ 代表的なものとして、加藤尚武『環境倫理学のすすめ』増補改訂版、丸善出版、2020。1991 年初版より、環境倫理学は①自然の生存権、②世代間倫理（未来世代の生存可能性への責任）、③地球全体主義（地球生態系は閉じた世界）の三つの主張を持つとされているが（第 1 章）、増補改訂版「まえがき」では、科学の進歩と市場原理主義の破綻などをふまえ、「自然の根源的歴史性」と、ほぼ変化していないホモ・サピエンスの DNA の理解の上で、「倫理性は群棲する生物の情報系の発達したもの」という立場を採るとしている。この間の動向については、松野弘『環境思想とは何かー環境主義からエコロジズムへー』ちくま新書、2009、など。

¹¹ R.L. サンドラー『環境徳倫理学』熊坂元大訳、勁草書房、2022、原著 2009。その徳本位のアプローチは、道徳的応答性の正当化・基盤・形態を考察し、「多元目的論的説明」を志向している（pp.6、36）。

¹² 上柿崇英・尾関周二編『環境哲学と人間学の架橋ー現代社会における人間の解明ー』世織書房、2015。筆者の評価については、拙稿「環境哲学と人間学の実践的統一のために」『環境思想・教育研究』第 9 号、2016、を参照されたい。

¹³ 亀山純生『環境倫理と風土ー日本の自然観の現代化の視座ー』大月書店、2005、同監修『風土的環境倫理と現代社会ー〈環境〉を生きる人間存在のあり方を問うー』農林統計出版、2020。後者で亀山は、「風土」概念が世代間倫理、自然の価値、さらに「自然に対する人間の責任」を基礎づけ、その応答責任を「ケア」の行動原理として明確化し、〈人間と自然の共生〉を「自然への地域責任の原理」として位置付けて、新たな「総合的〈環境一人〉倫理（学）」への発展を方向づけると主張している（p.36）。

ストライキ」から、ヨーロッパそして世界に広がっていった「未来のための金曜日（FFF）」運動を支える「科学的事実」ともなってきた¹⁴。

ふまえておくべきことは、今日では、手付かずの原生的自然は極少化されており、単なる自然保護を超えた「自然再生」活動を通して初めて保護されるという状況になっているということである。また、前節で見たように「再生エネルギー」開発がしばしば自然環境破壊となってきた現状がある中では、個々の動植物の保全活動だけでなく、生物多様性・自然生態系全体のあり方を考えた「保全とケア」が必要になってきていることも念頭におかなければならない。環境教育促進法（2011 年）における環境教育＝「環境の保全に関する教育及び学習」は、こうした視点から捉え直す必要がある¹⁵。

ここでは、「ワンヘルス」のスローガンに示されるように、外的自然は内的自然すなわち人間的自然の保護・保全と一体のものとして考えられるようになってきていることに注目しておきたい。

それは、公害やアレルギー問題はもとより、戦後の高度経済成長時代からの働き方や生活様式の見直しを通して提起されるようになってきた。たとえば、一例として、最近の酪農危機であらためて見直されるようになってきた「マイペース酪農」がある。それは、政策的に推進されてきた「ゴールなき規模拡大」を邁進してきた北海道道東の酪農家たちが、自らの健康破壊をもたらすまでになった段階で、その働き方・生活の仕方が、乳牛と農地、それを支える大地の「不健康」と繋がっていることに気づくことから始まった。牛も大地も人間も健康となるような労働・経営と生活を求めてきた実践である¹⁶。まさにワンヘルス、「地球と人間の健康＝ケア」を考える上で示唆的な運動だと言える。

ここで、公衆衛生を専門とする S. マイヤーズと H. フラムキンが編集した『プラネタリーヘルス』（2020 年）を見てみよう。同書は、人新世を示す諸データを挙げながら、「今や人間が行う活動の規模は、地球が、人間の活動に伴う廃棄物を吸収したり、人間が利用する資源を提供したりできる許容量を超えている」という認識の上に立っている。その上で「プラネタリーヘルス」は、「地球規模の環境破壊による人間の健康への影響を理解して数値化し、人間と人

¹⁴ G. トゥーンベリ編『気候変動と環境危機—いま私たちにできること—』東郷えりか訳、河出書房新社、原著とも 2022。

¹⁵ 拙著『持続可能な発展の教育学—ともに世界をつくる学び—』東洋館出版社、2013、第 1 章「自然再生と環境教育の課題」。

¹⁶ くわしくは、山田定市編『地域づくりと生涯学習の計画化』北海道大学図書観光会、1998、第Ⅲ編を参照。最近のワークライフバランス論から見たその意義については、河野和枝「『マイペース酪農』に見る仕事と暮らし—バランス論を超えて—」『日本社会教育学会年報』第 65 集、2021。その学習会（「マイペース酪農を考える会」）では夫婦参加が原則で、その運動からケア活動（羊飼育・有機野菜づくり・子育て共同など）が拡充していったことが重要であろう。健康問題に焦点を当てたものではないが、農と食のエコロジー的転換の動向については、関根佳恵・関耕平編『アグロエコロジーへの転換と自治体—生態系と調和した持続可能な農と食の可能性—』自治体研究社、2024。

間が依存している自然システムとが、現在と将来にわたって繁栄するための解決策を生み出すことに重点」を置いている¹⁷。そこでは、気候変動や環境変化、都市問題や感染症だけでなく、土地利用と食料生産・フードシステムから人間のメンタルヘルスを含めた健康、幸福やウェルビーイングまでもがテーマとされている。それらを地域レベルで実践的に統一して「健康づくり」をしようとしてきたのが、「マイベース酪農」だと評価することもできよう。

同書では最後に「プラネタリーヘルスの倫理学」の指針を提起し、①世代間責任、②人間を超えた権利、③分配的正義、④予防原則、⑤知る権利、の五つを挙げている。とくに②をふまえた⑤については、「影響されることの学び」(B. ラトゥール)にかかわる「新たな知の方法」の重要性¹⁸が指摘されている (p.446-458)。この指針に基づいて「新たな知」を創造しながら、地域レベルでの諸実践を「プラネタリーヘルス」に具体的に結びつけていくためには、それらを媒介する活動が必要である。ここでは、前節で述べたことをふまえ、さらにもう一つの事例として、グローバルな「環境正義」を求めるボトムアップの活動をとおして、「水／エネルギーの民主化」の課題に辿り着いた、岸本聡子の経験を挙げておこう。

彼女はいわゆるロスト・ジェネレーション世代であるが、学生時代から NGO「トランスナショナル研究所」の活動に参加し、活動を通して知り合った外国人パートナーとヨーロッパ（オランダ、ベルギー）に渡り、「外国人として、移民として、女性として」生活しながら、新自由主義的グローバリゼーションに対抗する「グローバル・ジャスティス」運動に関わってきた。そして、帰国して 2022 年、そうした市民運動を背景に東京都杉並区長となったことはよく知られている。戸田清『環境的公正を求めて』（1994 年）をバイブルとしながら、「水道再公営化」運動と「エネルギー民主化プロジェクト」を通して「環境正義」を考え、「フェミニズムを生きる」中で「私たちはケアし、ケアされている」ことを理解し、「政治のフェミニマイゼーション」を主張してきたのである¹⁹。

岸本は現段階を「同時多発的な市民運動の時代」だとし、「政治も運動も生活そのもの」だと言っているが（終章）、「コモンをイメージ」した社会運動をとおして、「環境正義」とケアとを、地域の主権を重視する自治（ミュニシパリズム）によって結びつけていくことが実践的課題となってきたのである (p.204-207)。具体的には、「水の正義とエネルギーの民主化」による「公共性とフェミニズムのパズルの統一」である。その「コモンの自治」=ミュニシパリズムの実践は、「脱成長コミュニズム」論で知られる斉藤幸平らによっても積極的に評価されている²⁰。

¹⁷ S. マイヤーズ／H. フラムキン『プラネタリーヘルス—私たちと地球の未来のために—』長崎大学監訳、丸善出版、2022、原著 2020、p.6-7。

¹⁸ ラトゥールの提起についてくわしくは、本誌本号所収の拙稿「人新世末期の『実践としての民主主義』」を参照されたい。

¹⁹ 岸本聡子『私がつかんだコモンと民主主義—日本人女性移民、ヨーロッパの NGO で働く—』晶文社、2022、第 I 部、エピソードなど。

²⁰ 岸本聡子「第 3 章 〈コモン〉と〈ケア〉のミュニシパリズムへ」斉藤幸平・松本卓也編『コモン

ここでは岸本が、「(料理を) 作ること, 食べること, 生きること」をとおして「私たちはケアし, ケアされている」ことを理解することによって, 環境や水・エネルギーの「正義」の運動と「フェミニズムを生きること」, 公共経済・サービスとフェミニズムの2つのパズルのピースが合わさっていったと述べていること(上掲自著, p.200)に注目したい。ケアの思想と実践が, 切り離されがちな「環境正義」と「フェミニズム(ジェンダー問題への取り組み)」を結びつける鍵となっているのである。

次章では, 以上のような動向をふまえて, ケアとコモンとエッセンシャルワークにかかわる「平和への実践」について, さらに立ち入ってみることにしよう。

II ケアとコモンとエッセンシャルワーク

1 正義から倫理, そして「ケアに満ちた民主主義」へ

政治学者の岡野八代は, アメリカにおけるフェミニズム運動, とくに1960年代からの「第2波フェミニズム」運動以後の「ケアの倫理」をめぐる諸理論を整理して, 平和や気候正義にも及ぶものとして「ケアに満ちた民主主義」を提起している。岸本に重なるように「ケアし／ケアされる存在としての人間」の理解をふまえ, 上野千鶴子ら社会学者のケアワーク論を超えたケアの潜在価値の視点から, ケアを否定してきた価値観・世界観・人間観とくに近代の政治社会が前提としてきた「公私二元論」を突き崩す力, 新しい世界を展望する可能性をケア概念に見出そうとしている²¹。

同書で丁寧フォローされているアメリカのフェミニズムの思想と理論のそれぞれに立ち入ったコメントをする余裕はない。新しい世界への展望について述べられた「第5章 誰も取り残されない社会へ—ケアから始めるオルタナティブな政治思想」に焦点化してみよう。そのメインタイトルは, まさにSDGsの基本スローガンそのものである。ケアの「正義」を超えた「倫理」によって「民主主義を鍛え直す」政治理論が紹介され, グローバルな倫理を組み入れた平和論と環境正義論が論じられている(p.23)。SDGsのもう一つの基本スローガン, 「我々の世界を変革する」とともに考える必要がある。

前提としての第4章では, 社会的に強要されてきた母性主義から「ケアを解放する」試みが紹介されていた。それは, 戦後福祉国家段階の正義論を代弁するJ. ロールズの「公正としての正義」, すなわち「私有財産民主主義」, 内実としては家族賃金保障の「片働き世帯」を前提とした, 支配的な中産階級をモデルとする民主主義への批判だったと言える。紹介されているフェミニズムの動向は, それに対する成人教育(女性教育を含む)の動向に照応すると言える。日本では1980年代後半以降, 生涯学習時代に入ってアメリカ成人教育が導入されてきた

の「自治」論』集英社, 2023。

²¹ 岡野八代『ケアの倫理—フェミニズムの政治思想—』岩波新書, 2024, p.15。以下の引用は同書。

が、そうしたモデルを代表するのは M. ノールズの中産階級（WASP）的な「成人学習＝自己決定学習論」であった。それに対する批判はまず、意識・認識主義的な J. メジローの「パースペクティブ変容論」であり、次いで、実践 practice・経験主義的な D. ショーンの「省察的学習論」、そして活動・実体主義的な Y. エンゲストロームの「活動システム」論であった²²。岡野は、正義と倫理の「パースペクティブの差異」を指摘し、ケアを活動や「実践 practice」として捉えようとするフェミニストたちの主張（p.200）を取り上げている。

ひとつの重要な焦点は、ロールズの政治哲学に代表されるような、カント主義／新カント主義への批判であろう。岡野は、カント主義的倫理批判を念頭に置いているが、「実践」理解における practice と praxis の区別と関連にまでは及んでいない。たとえば、コールバークとピアジェはともにカント主義だとしているが（p.191）、ピアジェは形成的構造主義の立場であり、それがヴィゴツキーの教育学＝「最近接発達領域論」をくぐってエンゲストロームの学習論＝「活動理論」（実体の弁証法）へと展開していることなどを見ていない²³。ラディックを「公私の領域を超える形で変革しようとする極めて実践 praxis 的な思考」として評価するならば（p.209）、アメリカの福祉国家を支えた J. ロールズの「社会的協働 social cooperation」論（p.213）はせいぜい「意志協同」であり、社会的協同諸実践の内実まで立ち入っていないことが批判されなければならない。

そうすれば、ロールズのリベラリズムとそれを批判するコミュニタリアンに関しても、「入れ子状」（p.219）の相互依存＝責任関係をも視野に入れた、「実践としての民主主義」の視点から再検討することができるであろう²⁴。今日の世界と社会の分断・戦争の現実の中では、カントの実践哲学とくに応用倫理学の現代的意義²⁵と発展課題を考えつつ、「永遠平和論」はもとより、「世界市民主義」（D. ヘルド）などのコスモポリタンの民主主義論、国連・人間開発計画を支えた（カント主義的な）「潜在的能力論」（M. ヌスバウム）を超えて、グローバルな貧困・社会的排除問題に対応する実践論²⁶を展開していく必要があろう。

²² その動向と評価については、拙著『主体形成の教育学』御茶の水書房、2020、第4章。

²³ その後の成人学習論は、より社会的文脈（状況）に応じたものになり、とくに非西欧の学習を視野に入れることによって、身体・感情・スピリチュアリティをも含んだ「ホリスティックで、生涯にわたり、地域に根ざす」多元的な学習理解が進んでいる。S.B. メリアム『成人学習理論の新しい動向—脳や身体による学習からグローバリゼーションまで—』立田慶裕ほか訳、福村出版、2010、原著 2008、p.138-139。地域に根ざした、よりケアに親和的な学習論の可能性が生まれてきたということであろう。日本の社会教育学における学習論の現状については、日本社会教育学会編『現代社会教育学辞典』前出、第4章。

²⁴ 民主主義をめぐるリベラル／コミュニタリアン論争とその今日の評価については、拙稿「新グローバル時代の民主主義と SDGs」前出、ⅠおよびⅡを参照されたい。

²⁵ 高田純『カント実践哲学と応用倫理学—カント思想のアクチュアル化のために—』行路社、2020、など。

²⁶ 拙編著『社会的排除と生涯学習—日英韓の基礎構造分析—』北海道大学出版会、2011、序章。本稿にかかわる「永遠平和」と「世界市民」形成に向けた具体的動向については、J. ライネン／A. プメル『世界議会—21世紀の統治と民主主義—』上村雄彦監訳、明石書店、2025、原著 2024。

岡野は、どのような論理から「ケアに満ちた民主主義」を主張するのであろうか。彼女はまず人間観の転換、「依存と脆弱性／傷つけられやすさ（ヴァルネラビリティ）から始める倫理と政治」を提起する。それを徹底すれば、人文社会科学や政治学における「ケアの不在」を超えて、人間理解の存在論的転回に至るであろう。政治学者・岡野は、ケアの倫理は社会契約論を超えて、「異なりを抱えた存在者たちの不平等な関係性のために、個々の被傷性の程度には大きな違いが存在していることに対応するために人間社会は存在しているし、存在すべきだ」と考える。そして、そこから「社会的責任」の捉え直しがなされ、「ケア実践をよりよく果たせる社会環境を手に入れるために、自らも新たな社会を構想し始める」、すなわち「ケアの倫理に基づくフェミニスト的な民主主義論」が生まれると言う（p.247-8）。そして、このように「ケアの倫理を政治理論として鍛え上げようとする試み」の代表が、J. トロントの政治理論だとされている。

トロントは、人間は「ケアされる／する人々」であり、ケアを「人類的な活動」であり、「世界を維持し、継続させ、そして修復するためになす、すべての活動であり、世界とは「わたしたちの身体、わたしたち自身、そして環境のことであり、生命を維持するための複雑な網の目へと、わたしたちが編み込もうとする、あらゆるものを含んでいる」と言っている（p. 256）。この理解は、人間と自然の二元論を超えて、既述の「ワンヘルス」論、さらには人間の内的・外的自然をもケアの論理で捉え直す主張につながるであろう。それは、ケアの帰責モデル（とくに「自己責任論」）を批判し、「社会構造そのものに対する責任」を問うことになるが（I.M. ヤングの「責任の社会的つながりモデル」、p.270-271）、そうした理解が、リベラリズム／コミュニタリアン論争を超えて、社会変革につながる「実践としての民主主義」論への橋渡しとなっていることにも注目する必要がある²⁷。

岡野はトロントが「ケア実践の4つの局面」として、①関心を向けること（caring about）、②配慮すること（caring for）、③提供すること（care-giving）、④受け取ること（care-receiving）を挙げ、のちに⑤「共にケアすること」を提起したことを指摘している（p.260-261）。こうした経緯は筆者が、環境教育実践に伝統的な、In, About, For に加えて With（the nature）を提起してきたことと重ね合わせて、相互に学び合うことができるであろう。環境教育の諸領域についてはⅢの3で具体的に述べるが、③と④がケアの提供者／享受者で相互に転化することは、教育学の領域では「教師と生徒の弁証法」としてよく知られている。「ケア実践の弁証法」が問われるところであろう。

岡野はさらに、「ケアの倫理」による実践論はカント主義的正義論や「公私二元論」的な国民国家を超えて、グローバルな課題提起につながっていることを指摘している。一つは平和の課題であり、「ケアの倫理」は戦争や「構造的暴力」（J. ガルトゥング）とも両立しないが²⁸、

²⁷ くわしくは、拙稿「新グローバル時代の民主主義とSDGs」前出、Ⅱを参照されたい。

²⁸ 岡野八代『ケアの倫理と平和の構想』岩波現代文庫、2025、ジェンダーの視点からは、森玲子

V. ヘルドは「世界から放置されることの暴力性」をも問題にしている。「2つの戦争」が進行中の現在、戦争や暴力に立ち入っては別の検討が必要であるが、ヘルドの提起は、新自由主義的グローバリゼーションの中で拡大した社会格差・貧困を背景とする「社会的排除」問題への「ケアの倫理」からのアプローチだと言える²⁹。複合的な大規模災害で突然「社会的排除状態」に陥った東日本大震災では、上記③と④における相互転化、支援する人と支援される被災者の「立場交換」、避難所における女性専用コーナー設置から協働的活動へとといった「人間的復興」活動が生まれたことも想起されるが、それらの実践論的検討が必要である³⁰。

ここでは本稿のテーマに即して、もう一つ、「気候正義とケア生産中心主義との対決」が提起されていることに注目してみたい。エコフェミニズムの運動の中からも「正義の倫理」や「ケアの倫理」が問い直され、それらをふまえた「政治的エコロジズム」も提起されていた³¹。岡野は、資本主義生成期の「原始的蓄積」期の国家的暴力に始まる「女性の社会的な囲い込み（家庭化／訓化）」（p.293）を指摘する。S. フェデリーチとともに、生産力主義・西欧中心主義を批判する既述の斉藤幸平や、「ケアから始める地域政治」を実践する岸本聡子の思想と実践を紹介している。とくに記述のような岸本の実践は「政治のフェミニナイズーション」や「民主主義のケア化」（トロント）、「共にケアする政治文化」を具体化するもので、「世界のケア」（地球をケアすることは、世界の人々をケアすること）へと導かれていくものだと結論づけている（p.299-300）。

終章で岡野は、コロナ危機の経験（とくにエッセンシャル・ワークへの注目）をふまえて、ケアの倫理から始め、「ケアに満ちた民主主義へ」の方向を提起している。ケアはニーズを持つ人への「応答」から始まり、コミュニケーションを通じて具体化する「表出＝協働モデル」（M. ウォーカー）であるとされ、そこから「共にケアする」「開かれた民主主義」（トロント）が展望される。そのためには「何よりも時間が必要」であるが、日本のように「わたしたちの時間」が確保できないような「時間が枯渇」状態の中では、「時間をめぐる政治」改革が必要だと提起されている（p.319-323）。K. マルクスがコミュニズムの将来社会の基本的前提とした「時間の経済」、つまりは「自由時間」拡充の課題だと言えよう。そのことを視野に入れて、「ワークライフバランス」が問題化されている今日的課題に対応する「活動」理論＝拡張的学習論（エンゲストローム）の新たな展開が必要である³²。

「ジェンダーと平和」藤原・岡本編『いま平和とは何か』前出も参照。

²⁹ フェミニズム運動から生まれた非暴力論として、J. バトラー『非暴力の力』佐藤嘉幸・清水和子訳、青土社、2022、原著 2020、など参照。

³⁰ 東日本大震災からの「人間的復興」の実践から学ぶことについては、拙著『将来社会への学び—3.11 後社会教育と ESD と「実践の学」—』筑波書房、2016、第 I 編。

³¹ B. バクスター『エコロジズム—「緑の政治哲学入門」』松野弘監訳、ミネルヴァ書房、2019、原著 1999、p.226-227。

³² 拙稿「労働と生活のバランスから結合への学習論」日本社会教育学会編『ワークライフバランス時代における社会教育』東洋館出版社、2021。

2 近代批判としての「ケア労働」：人類学的アプローチへ

以上のような岡野の結論と政治的提起をふまえて、「共にケアする」社会に向けた「時間をめぐる政治」で問われる「労働」のあり方について考えてみよう。

大倉茂は、岡野が考察の出発点としたギリガンの「正義の倫理の背景にある共同性なしに意識性が強調される人間観に対する批判」は評価するが、共同性と意識性が対比的に捉えられていて、倫理を「理性的」に理解していないこと、ケアにおいては共同性／生命性が重要だが、「ケアは倫理とは言えない」と批判している³³。たしかにケアの倫理的・道徳的理解の限界はふまえておかなければならないが、悟性と区別される「理性」は、共同性／生命性を基盤とする「労働の論理」を前提にしているのであり、その内実が吟味されなければならない（「現代の理性」の展開構造については、「平和への地域づくり教育」に即して、Ⅲでふれることにする）。

ここで確認しておくべき基本的なことは、一つに、岡野の政治学的批判は「近代の公私二元論」批判に帰着するが、「公私二元論」（家父長制を伴う）は西欧の古典古代からの原理であり、近代に固有な特徴ではないということである。近代以降の社会構成体については、「政治的国家と市民社会の分裂」、市民社会から生まれて独自の展開論理で進む資本主義をふまえて、経済構造・市民社会・政治的国家の「グラムシ的三次元」で理解する必要がある。公私二元論、その現れとしての「正義と倫理の対立」は偽問題で、「私性」に基本的に対立するのは「社会性」であり、その基本的矛盾を解決しようとするのは「社会的協同実践」である。「公」を問うならば「公共性」の内実を、ジェンダー問題に即して検討すべきである³⁴。「ケアに満ちた民主主義」は、「三次元」の間での「ヘゲモニー＝教育学的関係」の矛盾的展開をふまえてはじめて現実的に考え得る。そうした中で、具体的に「コロナ危機」と「環境危機」に直面した際の民主主義の在り方、とくに参画＝自治の自由と「共生平等」（ケア的平等とも言える）を現実化する、現代民主主義論への展開論理については後にふれることにしよう。

もう一つは、「労働」の問題を考える際には経済学的知見が不可欠だということである。岡野は同上書を書くにあたって、「フェミニズム経済学的重要性を痛感された」（p.327）と述懐しているが、経済学的展開をしているわけではない。「ケアの市場化・社会化」³⁵が進展する21世紀、それに伴う「労働の再編」（ケア労働の有償化、賃労働の不払い労働化、生産労働と再生産労働の境界の曖昧化など）の理解³⁶は、「ケア」の行方を考える際に不可欠である。

³³ 大倉茂「環境危機を踏まえた人間の現代的なあり方」上柿・尾関編『環境哲学と人間学の架橋』前出、p.114-116。

³⁴ 拙著『教育の公共性と社会的協同―排除か学び合いか―』北樹出版、2006。公共性の基本的条件は「公開性・人権性・共有性・計画性」である（第1章）。

³⁵ 浅川雅己「ケアの市場化はなにももたらすか？」法政大学経済学部学会『経済志林』第89巻3号、2022。

³⁶ 仁平典宏・山下順子編『ケア・協働・アンペイドワークー揺らぐ労働の輪郭一』大月書店、2011、p.18-19。仁平は、生産労働／再生産労働の境界の融解に伴う「労働」概念解体論の中から、後述

ここでは、「フェミニズム経済学」をふまえた代表的な経済学的アプローチとして、二宮厚美『ジェンダー平等の経済学』（2006 年）を挙げておく。ただし、同書は家事労働をコミュニケーション労働と考え、展望として「新福祉国家」を主張するものであり³⁷、われわれはその先も視野に入れた実践論を考える必要がある。コロナ危機後の二宮は、エッセンシャルワーク＝社会的サービス労働論を展開しているが、その特徴と発展課題については別稿³⁸で詳述しているので参照されたい。

以上の確認の上で「ケアに満ちた民主主義」を考えるためには、アメリカを中心とした「正義 vs ケアまたは道徳」の議論の枠を超えた検討が必要である。たとえば、岡野が対象としたフェミニズムの理論と運動については、F. ロシュフォールがフランスに視座をおき、過去 2 世紀の多様な世界的フェミニズム運動の歴史をまとめ、「北」と「南」のフェミニストたちが、グローバリゼーションの文脈の中で対立を乗り越えて近づいてきたこと（エコフェミズム、政治的フェミニズムなど）を指摘している。そこでは、戦前の「新しい女性」運動の脈絡で、日本の女性自身による女性文芸雑誌の嚆矢である『青鞥』にも触れられている³⁹。あらためて、当時の「母性保護論争」の見直しはもとより、かかわった人々の思想と生き様から学ぶ必要があろう。

その論争の中心にいた平塚らいてうは、論稿「本能としての共同心の発展」（1930 年）において、近代の大きな発見は「個人・階級・共同社会」であると言っていた。彼女の母性保護論には、エレン・ケイの思想をはじめ、自身の成長過程で学んだ欧米の女性解放論も反映している。しかし、「個人」は『青鞥』活動、「階級」は女工調査と「新婦人協会」活動、「共同社会」は家族的共同生活と活動仲間、とくに消費協同組合「我等の家」といった運動を通して、坐禅を重ねながら考え抜かれてきたことである⁴⁰。そこから平和運動を含む政治活動が生まれ、それらが戦後の諸運動につながっていった経緯の理解が、ケアにかかわる「共同心」とそれを支えるもの、その発展可能性を考える上で重要であらう。

の「ベーシックインカム」論やケア労働概念への回帰が生まれてきていることを紹介しつつ、「多様な位相の『労働・活動たち』をいかに概念化し、配分していくのか」（p.39）という課題を提起している。

³⁷ 二宮厚美『ジェンダー平等の経済学—男女の発達を担う福祉国家へ—』新日本出版社、2006。結論的に、ジェンダー平等の経済学は、新福祉国家論（現金給与型所得保障、現物給付型社会サービス保障、生存権保障の公的ルール・規制・基準の三本柱）に道を譲るとされている（pp.25-26, 60-61, 386-388）。

³⁸ 拙稿「民主的社会計画と『社会的教育』」北海学園大学『開発論集』第 114 号、2024。

³⁹ F. ロシュフォール『世界のなかのフランスのフェミニズム』伊達聖伸訳、白水社、2025、原著 2022, pp.95, 152。

⁴⁰ 奥村直史『平塚らいてう—孫が語る素顔—』平凡社新書、2011, p.156-157。戦後の平塚は、三つの眼（現実を視る鋭い眼、未来を見通す長い眼、心の内側を凝視する深い眼）を持って生きたいと述懐している（p.254）。くわしくは、平塚らいてう『元始、女性は太陽であった』上・下・完結編、大月書店、1971-73。戦後の平和運動への展開については、米田佐代子『平塚らいてうと現代—女性・戦争・平和を考える—』吉川弘文館、2025。

SDGsは「大衆のアヘン」とであると主張し、生産力主義や西欧中心主義を批判して「脱成長コミュニズム」を提起する斉藤幸平が依拠したのは、経済学者・K.マルクス晩期の思想であった⁴¹。正義や道徳に関する西欧主義的価値観を超えるためには、今日のグローバル・サウスからの問題提起に対応する必要がある。そのためには、人類学的知見からも学ぶ必要がある。筆者は別に、グローバル・サウスからの提起として、批判開発学者でもある人類学者・A.エスコバルの主張（近代的二元論・「家父長的資本主義」批判から「多元世界」論へ）から学ぶべきことを検討している⁴²。ここでは、コロナ危機を通して明らかになったエッセンシャルワークとそれに対置される「ブルシット・ジョブ（クソどうでもいい仕事）」を可視化したことで知られる人類学者・D.グレーバーの主張を、その道德論・価値論に遡ってみておくことにしよう。

グレーバーは「脱成長コミュニズム」ではなく、人間の歴史全体と日常生活の中にある「基盤的コミュニズム」（平塚の言う「共同社会」に相当）の重要性を提起していた。S.ジジェクは、21世紀的な敵対性のうち、環境危機や知的財産権、科学テクノロジーの社会・倫理といった（斉藤幸平やネグリ／ハートが重視する）「コモンズ」あるいは「生存」の問題に対して、〈包摂される者〉と〈排除される者〉の〈壁〉とスラム（社会的排除）に関わる「正義」の問題に取り組む「ポストモダンのコミュニズム」を提起し、新しい土台の上に「そもそもの始まりから始める」コミュニズムに「唯一の希望」を託していた⁴³。グレーバーは、「そもそもの始まり」を「基盤的コミュニズム」に求めたと言える。

グレーバーが最初の著書『価値論』（2001年）から前提しているのは、『贈与論』で知られる人類学者＝社会主義者・協同組合運動家のM.モースの社会学であり、思想的に共鳴しているのは、存在論的転回の一環としてのR.バスカーの「批判的実在論」であった。ここで、グローバル化時代に入って多面的に再評価されているモースの社会学⁴⁴や、「新しい社会科学論」⁴⁵として展開しているバスカーの「弁証法」とグレーバー理論との関係に触れる余裕はない。前提として一つだけ挙げるならば、国際的金融恐慌としてのリーマンショック（2008年）とその後の富者と貧者への政策的対応を批判しながら、負債（債権者／債務者関係）の人類史的分析をしたことで知られる、『負債論』（2011年）である。それは、最初の文明＝メソポタミアの時代からの国家・貨幣・軍事（そして奴隷制と家父長制）体制の背景にあ

⁴¹ 斉藤幸平『人新世の「資本論」』集英社新書、2020。

⁴² 拙稿「『開発』批判から、多元世界に向けた存在論的デザインへ」北海学園大学『開発論集』第115号、2025。

⁴³ S.ジジェク『ポストモダンの共産主義—はじめは悲劇として、二度目は笑劇として—』ちくま新書、p.257。その主張の特徴と発展課題については、拙著『「コロナ危機を乗り越える将来社会論」前出、第3章第5節を参照されたい。

⁴⁴ モース研究会編『マルセル・モースの世界』平凡社、2011、参照。

⁴⁵ B.ダナーマークほか『社会を説明する—批判的実在論による社会科学論—』佐藤春吉監訳、ナカニシヤ出版、2015、原著2002、など。

るものとされている。

貨幣＝原初的負債は商人ではなく、「実質的に官僚たちによって発明された」。貨幣ヴェール説や物々交換起源論は批判される。いわゆる「枢軸時代」の社会は「軍事・鑄貨・奴隷制複合体」であり唯物論的思想をも生み出すが、負債による危機に至った時に、王国を救済するために仏教・儒教・キリスト教といった宗教が普遍化したのだと言う。市場と宗教、利己主義と利他主義、唯物論と唯心論といった近代へとつながる二項対立は、市場の論理とそれを反転させた鏡像の関係だと理解されている⁴⁶。それは、紙幣＝借金＝戦争の論理が支配する近代資本主義まで続く。「資本主義はいかなる時点においても『自由な労働』をめぐる組織されたことはなかった」のである (pp.510-511, 516-517)。資本の原始的蓄積過程で整備された「植民・租税・国債・貿易制度」(K. マルクス) は、現代まで継続されているということでもあろう。

「市場」が自由な経済人によって創造されたものでなく、国家によって強力的に創設されたものであることは、K. ポランニーの歴史分析と「贈与・分配・市場交換」論によって知られている⁴⁷。これに対してグレーバーは、あらゆる人間社会における経済的関係の基盤にある「三つのモラルの原理」として、「コミュニズム・ヒエラルキー・交換」を挙げている。それらは矛盾しながらも共存しているのであるが、とくに近代以降に支配的となってきた後二者と対置される「コミュニズム」は、「各人はその能力に応じて〔貢献し〕、各人にはその必要に応じて〔与えられる〕」という原理にもとづいて機能する、あらゆる人間関係＝「社交性の基盤」だとされている (pp.140-141, 144)。

言うまでもなく、K. マルクスが「ゴータ綱領批判」で提示した「共産主義」のスローガンでもあるが、グレーバーはそれを人類史全体に存在する「モラルの原理」である「基盤的コミュニズム」＝「社会的平和の究極の実体であるわたしたちの根本的相互依存の承認」(pp.146, 149) と理解している。それは、既述の岡野八代が提起する将来社会＝「ケアに満ちた社会」にもつながると考えられる。岡野『ケアの倫理』によれば、ケアに満ちた生活とは「必要なときにしっかりと他者からの配慮や資源、そしてじっさいに手を差し伸べられる、そうしたことが期待できる生活」(p.317) であった。それは、日本の歴史と現段階的諸実践の中にもある⁴⁸。

⁴⁶ D. グレーバー『負債論—貨幣と暴力の 5000 年—』酒井隆史監訳、以文社、2016、原著 2016、pp. 60, 70-78, 101-102, 362-363, 370-373。

⁴⁷ その「社会的自由」論の発展課題も含めて、くわしくは、拙稿「SDGs 時代に振り返る戦時下政治社会経済論とその後」北海学園大学『開発論集』第 112 号、2023、Ⅲを参照されたい。

⁴⁸ 藤原成一『「よりよい生存」ウエルビーイング学入門—場所・関係・時間がつくる生—』(日本評論社、2020) は、日本の諸思想・文化の「生存学＝基礎人間学的」検討をとおして、ケアは「場の共創」の中から「相互ケアとして共創」され、そこに「個人的・集合的ウエルビーイング」が同時に形成されると言う (p.47)。「基盤的コミュニズム」(グレーバー) 論を参照しながら、身近な「社会主義」の意義について述べたものとして、松井暁『ここにある社会主義：今日から始めるコミュニズム入門』大月書店、2023、p.7-8。松井の規範論的提起を実践論に結びつけていく課題については、拙稿「将来社会論としての教育学」『札幌唯物論』第 62/63 号、2020。新著で具体化しているテーマのそれぞれにふれることはできないが、最終章「社会主義の予兆」では社会連帯経済、労働者協同組合、再公営化、ミュニシパリズムなどを取り上げ、その最後に「無数のローカルな協同

『負債論』の2014年「あとがき」で同書は、「すべての社会が矛盾するいくつかの原理の寄せ集め」だと最初に指摘したとするモースに最も触発されて、負債などの「経済」的価値を相対化したものであるとし、A. スミスの『道徳感情論』にも敬意を払っている。そして最後に、「怠け者」のサモア島人に働き・稼ぐことを説教する宣教師と、「何のために働くのか」と反問するサモア人の寓話を挙げている。それこそ、「ブルシット・ジョブ」批判⁴⁹にかかわることである。

3 エssenシャルワークと「基盤的コミュニズム」

グレーバーの暫定的定義よれば、「ブルシット・ジョブ」とは「被雇用者本人でさえ、その存在を正当化しがたいほど、完璧に無意味で、不必要で、有害でもある雇用の形態」である⁵⁰。それには、5類型がある（p.50以降）。①取り巻き、②脅し屋、③尻拭い、④書類穴埋め人、⑤タスクマスター（他人に仕事を割り当てるためだけに存在し、ブルシット・ジョブをつくり出す仕事）である。

戦後の先進国では、第1次より第2次産業、さらに第3次産業の拡大傾向の中、生産的労働よりも不生産的労働、さらに非生産的労働が増大してきた。グレーバーは労働者個人への意識調査によって、自分の仕事は「ブルシット」であると考える人々は富裕国では4割近くにもなっていると言う。その構造的背景として、「経済の金融化と情報産業の発展」とブルシット・ジョブ増殖との間にある内在的な関係、その結果生まれる「レント取得 extraction」のシステムのもとで、「経済の命法と政治の命法とが大幅に融合」し、「中世封建制」に類似してきていること（「経営封建制」）を指摘している（p.251-252）。最近の「テクノ封建制」論⁵¹が重なるであろう。

この上加わる文化的・政治的次元が、われわれがなぜこの無意味な雇用の増大に反対しないのかを説明する。その基盤には、「諸価値」と「価値」との対立、仕事の「社会的価値」とその対価＝「経済的価値」の転倒した関係（p.212）があり、ケアリング労働とブルシット・ジョブとの対称的關係に現れているとされる。「価値」＝「経済的価値」は量的に計測されるもので、労働としては「賃労働」であり、それ以外のものは「諸価値」＝「社会的価値」として低い評価しか与えられない。K. マルクスが言うように、資本にとって「生産的」な労働は「剰

組合などのアソシエーションが、国レベルを超えてグローバルに、民主的討議のネットワークでつながる」ことで「貧富の格差と気候危機を克服できる」ような経済社会システムこそ、同書が展望する共産主義（コミュニズム）社会だとしている（p.227）。そうであれば、本稿で提起するグローバルな実践としての「平和への地域づくり教育」と重なるところがある。

⁴⁹ その背景と紹介については、酒井隆史『ブルシット・ジョブの謎—クソどうでもいい仕事はなぜ増えるか—』講談社現代新書、2021。

⁵⁰ D. グレーバー『ブルシット・ジョブ—クソどうでもいい仕事の理論—』酒井隆史ほか訳、岩波書店、2020、原著2018、p19。以下、引用は同書。

⁵¹ Y. バルファキス『テクノ封建制』関美和訳、集英社、2025、原著2023。

余価値」を産む労働だけである。

それでは、グレーバーはどのような提起をしているのであろうか。彼は、具体的に（エッセンシャルなケアワークに対置される）ブルシット・ジョブを削減し、エコロジカルな視点から見れば「地球を救うことができる最も即効的かつかんたんな方法」であるはずの、労働時間の大規模な削減がなぜ実現しないのかと問う。そして、「労働の社会的価値がその経済的価値に反比例している」と言う「倒錯」している状況を「道徳的に正しい」と受け入れるようになる原因を探る（p.254-256）。そして、「倒錯」には「階級権力と階級的忠誠が大いに関係している」と考えるのだが、一般には「社会に便益をもたらす人間は多くの報酬を受けてはならぬ」といった「倒錯した平等主義」、 「仕事は善であるというだけでなく、仕事をしないのは最大の悪である、という広範なコンセンサス」、 「自己目的化した労働の道徳性」があることを問題にするのである（p.278-282）。

まず、労働への態度の「神学的起源」、大人になるための「労働」概念の北部ヨーロッパの起源など、のちに「プロテスタントの労働倫理」（M. ヴェーバー）と呼ばれるものの要素が、プロテスタント出現より遙か以前から存在していたことを指摘する。資本主義の出現とともにすべてが変わるのだが、若者は半永続的に社会的青年期（思春期）に囚われるようになり、マルクスの著作のはるか以前から「労働価値説」が広く受け入れられるようになった（p.299）。しかし、それが神学的あるいは家父長的バイアスを伴いながら焦点を「生産」のみに集中する時、「労働価値説」の欠陥が現れる。「実際には、労働者がもっぱら工場で働いていた時代など存在しない。」しかるに「労働価値説」では、工場外さらには工場内や公共的労働、そして「商品としてのケアリング労働 labour」における「ケアリング」（他者に向けられた、ある種の解釈労働や共感、理解を含む）は、「価値創造的な労働と認識されていない」（pp.304-7）。 「仕事 work の大多数が厳密にいうと生産的であるよりはケアリングであり、誰の目にも非人格的であるような仕事にすらケアリングの要素がつねに潜んでいること」⁵²を認識することは、「別の規則をもった別の社会をつくるのがなぜかくも困難であるのかという問いへの、一つの応答」だとされる。

ここで、既述の岡野八代の提起を想起することができようが、グレーバーはその「困難さ」を生み出したものとして、労働が人格を陶冶するという古い考え（キリスト教の教義と、親方

⁵² 三崎は、このことをもってグレーバーの立場は〈労働＝ケア〉説だとし、それを「略奪による蓄積」（D. ハーヴェイ）批判に結びつけている。三崎和志「親密圏とコミュニズム—ハーバマス、グレーバーにおける〈ケア〉の在り処—」唯物論研究協会編『ケアと資本主義』前出、p.84-87。しかし、これはあくまで使用価値＝具体的・有目的労働の視点から見てそうした側面があるということであり、「ケアリング労働」はもちろん、それらも剰余価値を生み出すものであれば、価値的側面から見て、労働価値説が言う「生産的労働」なのである。この点、グレーバーにも混同が見られる。工場外労働や「ケアリング」労働を「不（非）生産的」としているのは「労働価値説」ではなく「資本の論理」なのである。ブルシット・ジョブや「略奪による蓄積」への批判は、価値と使用価値の明確な区別を前提にしてはじめて有効となる。

制度による「一人前の大人化」=北部ヨーロッパ的観念の融合)の上に、仕事が「規律と自己犠牲の形態」として価値づけられ、さらに「消費主義のおもちゃを愉しむ大人の条件」とされてきた、20世紀の過程を指摘する(p.310-311)。「おもちゃを愉しむ」行動は、「代償的消費主義 compensatory consumerism」(p.319)と呼ばれている⁵³。フォーディズムと福祉国家の展開と言って良いであろうが、彼は、それを「経営封建制の特異な性質」とブルシット・ジョブに結びつけ、「究極的に人間を動機づける要素は富、権力、安逸、快楽の追求」だという信念のもと、「自己犠牲としての仕事」であるがゆえに「価値あるものである仕事」が増殖してきたと言う(p.315-316)。

それでは、倒錯したブルシット・ジョブの増殖を駆動している経済的諸力=「経営封建制」に対して「政治」はどう対応すべきであろうか。後述のN.フレイザーは、その「政治」も「共喰い資本主義」に取り込まれてしまっており、「21世紀の社会主義」が必要だと主張している。これに対して、「基盤的コミュニズム」を重視するグレーバーの主張は如何なるものであろうか。

彼によれば、倒錯した労働状況は、「憎しみと反感に満ち満ちた政治的状况を助長」し、「道徳的羨望 moral envy」を生む。すなわち、「そのひとのふるまいが羨望する者自身の道徳的基準よりも高い基準を有しているとみなされるがゆえに、直接的に他者に向けられる羨望や反感の感覚」を生み出していて、たとえば、「移民に向けられる怒りに、働きすぎるという非難と怠けているという非難の両方が含まれている」のだが、自己犠牲的・公共的な仕事でありながら組合活動もする小中学校教員に対しても現れている(p.320-322)。この「道徳的羨望」は「右翼ポピュリズム」の理解に適用されるが、既述の「価値」と「諸価値」の関係性をふまえて、左翼と右翼の理解に一般化される。すなわち、左翼は利己主義的「価値」と道義的「諸価値」の隔たりを埋めようとしてきたが、右翼は両者の隔たりをこじあげながら、両者とも我が方に理ありとして、「リベラル階級」を攻撃してきた(p.329-331)。

その動向はロボット化などの技術革新などによって変容しているが、過去50年で進行していることは「価値の領域が諸価値の領域を体系的に侵犯している」ということである。アメリ

⁵³ 後述のゴルツが指摘した「代償的消費」は、必要で有用な財貨・サービスでなく「贅沢や余剰、夢といった要素」=「無用であるがゆえに渴望される」「合理化された世界と、機能的に行動しなければならないという義務の圧力からその人間を守る」ような消費である。もともと「労働の機能化を承諾させるため」に生まれたものであるが、労働者は「商品を消費する金を稼ぐために機能的労働を欲しがらる」ようになる。ゴルツはしかし、こうして生まれた「機能的労働と代償的消費」による労働者の統合は、「労働生活は労働外生活の否定となり、労働外生活は労働生活の否定」を生むことにより、「労働の拒否」を動機づけることを指摘していた。A.ゴルツ『労働のメタモルフォーゼ—働くことの意味を求めて 経済学的理性批判—』真下俊樹訳、緑風出版、1997、原著1988、pp.83-85、106。「価値実現における疎外」として代償的消費様式を論じてきたD.ハーヴェイは、代償的消費の最先端モデルとしての「体験型」消費形態はリーマンショック後に崩壊し、資本は「需要主導型、必要主導型」になっていると言う。D.ハーヴェイ『反資本主義—新自由主義の危機から〈真の自由〉へ—』大屋定晴監訳、2023、原著2020、p.279-280。

カでは左派主流は主に人間の領域を、右派主流はモノのコントロールを重視する傾向があるが、D. トランプの政策主張のように工業時代に回帰するといった幻想や、社会主義政党が権力を握り重工業を集団化するといった可能性の実現性は低く、当面は「膠着状態」が続くであろう。そこで必要なのは「人間的観点」に立ち戻って考えることである。マルクスは「人間の生活とは、人間としてのわたしたちが互いに形成し合うプロセス」とし、「人間の相互形成のために必要な物質的供給を組織する方法」を考えたが、そのことをふまえるならば、「諸価値」とは「相互形成とケアリングのプロセス」にあると言わなければならない (p.342-343)。それこそ、グレーバーが主張してきた「基盤的コミュニズム」の内実にかかわることだということになるであろう。

しかし、「企業部門とりわけケアリング部門の双方に金融化とブルシット化」が進み、しかも米国クリントンと英国ブレアの政権以来、左翼政党も金融の原理を最も受容してきた中で、いかなる政策提案が可能であろうか。「自分たちの問題を自分たちの手で対処できるような手段を人々に与えるような解決策」を好むアナキストとしてのグレーバーが、「ケアリング諸階級の最初の大反乱とみなしうるウォルストリート占拠運動」に参加し、それを弾圧する「進歩」的専門的管理者たちの動向も見ながら提起するのは、仕事と報酬を切り離し、労働時間の大幅な削減を実現して、上述のようなジレンマを終結させる「普遍的ベーシックインカム (Universal Basic Income, UBI)」である (p.344-347)。

4 「普遍的ベーシックインカム (UBI)」の提起から実践論へ

UBI は、前々節で見た負債論の視点から見れば、「負債の帳消し」、債権・債務関係の解消への提起だとも言える。山田広昭はその際、「負債の帳消し」によって「対等性 [平等] が回復され、なおかつ、二人は背をも向け、関係も解消される」というグレーバーの両儀的命題には、等価原理 (「交換」) の外部にある「基盤的コミュニズム」における「負債ならざる負債」の理解が存在していることを指摘している。そして、「社会への負債」や「第三者への負債」など「完済しなくても良い負債」(サルトゥー＝ラジュ) としての「世代間の負債」や、贈与経済としての社会保障制度 (M. モース) の提起を、「別の誰かへの返済」の問題として考える必要を提起している⁵⁴。ここで、「環境債務」への返済を含めて、「世代間・世代内公正」を基本理念とする「持続可能な発展 sustainable development」の課題を、「債務」問題として考えることもできよう。環境問題と社会的排除問題の同時的解決につながるという UBI の提起は、そうした広がりや長期的視点で捉え直す必要があろう。

ベーシックインカム (BI) については、右派による行財政合理化の視点からの提言もあり、

⁵⁴ 山田広昭『可能なるアナキズム—マルセル・モースと贈与のモラル』インスクリプト、2020、pp. 132, 140-141。山田は、サルトゥー＝ラジュが言う「人間の基礎的な関係」(誰かに貸したり借りたりしても、誰もが即時的返済を望んでいない状態) を、グレーバーは「基盤的コミュニズム」と名付けたと言う (p.125-126)。

日本でも多様に議論されてきた⁵⁵。ここで実践論的視点から指摘しておくべきことは、グレーバーが、上述のような「普遍的」BIの広がりや政策論的独自性だけでなく、ブルシット・ジョブをしていると自覚した女性たちの具体的発言からその必要性を提起していることである。

英国の福利厚生管理士であるレスリーは、人間のケアリングをコンピューターで認識可能なフォーマットに還元する「狂気」、ミーンズテスト（資力調査）が少なくとも2割の申請者を諦めさせる「転倒」に気づき、「全ての人に一律に一定金額の支払い」を行うように要求するようになる。その活動仲間であるキャンディーは、フェミニズム運動としての「コンシャスネス・レイジング」の集まりにも参加したが、その限界から「家事労働賃金運動」に加わる。しかし、家事労働への賃金支払いが実現したとしても、「仕事価値をもつのは市場で売り買ひできる商品のみ」という点是不変である。家事労働賃金運動が意味をもつのは「計画というよりも挑発」の役割であった。そこでレスリーは、グローバル・ウィメンズ・ストライキを考え、UBIを請願することになったのである。ここで、1975年のアイスランドにおける「女性の休日ストライキ」をはじめとする、フェミニズムにおける国際的ストライキ運動を想起してもよからう。

キャンディもA.ゴルツの「家事労働賃金運動」批判に感銘を受けながら、UBIへの考えを進めていた。レスリーはS.フェデリーチ（既述の岡野も注目しているように、女性の「囲い込み」=「コモنز」化を批判した）に学んで、女性のエンパワーメントの課題について考え、インドでのBIの試験的実施が「社会的不平等」を解消し始め、「あらゆる人々が人として存在する権利」に向かっていることを知る。岡野がUBIに注目しているわけではないが、レスリーやキャンディーのこのような学びと実践は、彼女が紹介したような米国でのフェミニズム運動の経緯と重なっていると言えるであろう。

ここでは、新しいフェミニズム運動の動向を示すものとして、C.アルツァらの『99%のためのフェミニズム宣言』（2019年）に注目しておこう。2017～18年の国際的なフェミニスト・ストライキ、アメリカ大統領選挙におけるトランプの勝利とクリントンの敗北をふまえて宣言されたものである。フェミニズム運動家だけでなく、反人種主義者、環境活動家、労働や移民の権利活動たちとつながり、「体制の一員（リーン・イン）」になることを拒否し、「企業（コーポレート）フェミニズム」はもちろん、グローバル・サウスにおける「マイクロクレ

⁵⁵ その動向については、原田康『ベーシック・インカム—国家は貧困問題を解決できるか—』中公新書、2015、山森亮『ベーシック・インカム入門—無条件給付の基本所得を考える—』光文社新書、2009、など。一般的には小飼弾『働かざるもの、飢えるべからず—だれのものでもない社会で、だれもが自由に生きる—社会システム2.0』（サンガ新書、2012）といった提言もあったが、グレーバーのUBIに対比されるリベラル平等主義の立場からの提起としては、P.ヴァン・パリース『ベーシック・インカム—すべての人にリアルな自由を—』後藤玲子・齊藤拓訳、勁草書房、2009、原著1995。最近のグローバル・ベーシック・インカム論の動向については、J.ライネン／A.ブメル『世界議会』前出、pp.316-320、339-341。

ジット・フェミニズム」をも批判しつつ、「99%のための」フェミニズムを宣言したものである。それは、従属化された「社会的再生産」を通じたジェンダー的抑圧だけでなく、あらゆるセクシュアリティ規制からの解放、反人種主義・反帝国主義、エコ社会主義、国際主義を目指し、必然的に「制度としての資本主義」に反対している。最大の敵とされているのは、互いに補完し合う「進歩派の新自由主義」（エリート主義的かつ企業版のフェミニズム）と「保守反動派のポピュリズム」（女性嫌悪や人種主義）であるが、その根拠を説明した長い「あとがき」で展開されているのは、共著者である N. フレイザーの 21 世紀資本主義論である⁵⁶。

フレイザーはその後そうした理解をまとめて、「制度化された社会秩序」としての資本主義、とくに金融資本主義段階の資本主義は、差別された「人種」、ケアを中心とする「社会的再生産」活動、生態学的自然、そして民主主義（政治）という、社会にとって不可欠な四つの領域を収奪する「共喰い」システムであることを指摘している⁵⁷。それらはすべて、フェミニズムがかかわる領域である。小山花子は、「反資本主義的フェミニスト」としてのフレイザーの「ケアの倫理」は、旧来のマルクス主義フェミニズムやハーバマスのコミュニケーション論を超えた、「解放的でトランスフォーマティブなケアの『規範』」を志向するものだと評価している⁵⁸。それは、フレイザーが提起する「21 世紀の社会主義」プロジェクトの一環に位置付けられるものと言える。

そうした中でグレーバーは、「ジェンダー化された無償労働」の克服というだけでなく、BI の究極的目的は「生活を労働から切り離すこと」（p.357）にあると主張していた。アナキストとしてのグレーバーは、普遍的 BI によって政府のほとんどの部署は不必要になるが、そこで働いている人は全員 BI を支給され、好きなことをすればいいと言う。「万人に妥当な生活水準」が提供され、「労働の強制は排除」される（p.260）。マルクスが主張した共産主義（「各人は能力に応じて、各人には必要に応じて」）への重要な一步と考えられているかのようである。たしかに、M. フーコーが指摘した権力と支配の問題はあるが、彼が脱出事例として挙げた教師と生徒の相互的影響関係は堂々巡りに陥っている。グレーバーは「権力ゲーム」は残るであろうが、それを「固定的」なものとしなないことが重要で、普遍的 BI によって「辞めてやる」と言うことができれば「支配」から脱することはできる、と言う（p.363）。

⁵⁶ C. アルツァ／T. バタチャーリャ／N. フレイザー『99%のためのフェミニズム宣言』恵愛由訳、人文書院、2020、原著 2019、pp.15-17、114。

⁵⁷ N. フレイザー『資本主義は私たちをなぜ幸せにしないのか』ちくま新書、2023、原著 2022。同書の評価については、拙稿「『二つの戦争』と『共喰い資本主義』を超えて」前出、第 2 章および第 3 章を参照されたい。「制度としての資本主義」の視点はないが、フェミニズム／ジェンダーの視点から、交差するこれらの諸領域（「自然の収奪」を除く）に立ち入った諸事例と諸議論については、M. ホークスワース『ジェンダーと政治理論—インターセクショナルなフェミニズムの地平—』新井美佐子ほか訳、明石書店、2022、原著 2019。第 6 章「不正義の概念をつくり直す」諸提起は、フレイザーの言う「境界を作り直す」作業につながるであろう。

⁵⁸ 小山花子「ケアの『規範』—ナンシー・フレイザーの反資本主義的フェミニズムとケアの危機—」唯物論研究協会編『ケアと資本主義』大月書店、2024、p.57。

ただし、こうした理解は制度主義的であり、グレーバーは最後に、ブルシット・ジョブをめぐる議論は「人間の自由」に強力に寄与するものだと言っている。そうであれば、フーコーが挙げた教師—生徒関係の事例を、「人間の自律と自由」をめぐる「主人と奴隷の弁証法」(G.W.F.ヘーゲル)として広く捉えた上で、現実的なヘゲモニー＝教育学関係(A.グラムシ)を踏まえた実践論的課題として発展的に捉え直すことが必要となるであろう。「主人と奴隷の弁証法」を考える上で鍵となるのは「奴の労働」の理解であり、そこから実践論へのテーマに進むためには、キャンディーらが感銘を受けたというA.ゴルツの労働論をふまえておく必要があるだろう。

ゴルツは、マルクスが提起した「時間の解放による人間の自由な開花」を、現実的な「政治的意思と、その源である倫理的希求」を足場にして考えようとした。経済的な活動や家事労働・自分のための労働に対して、自律的労働が増大してくる「時間解放社会」=「経済的・商品的合理性からの解放」への方向を見定めながら、オルタナティブな活動とくに文化的行動の発展が重要性を持つてくることを指摘していた。それは、生活の芸術化や教育・学習化を主張する諸議論に繋がっている。そのような労働論は、「労働への、労働の、労働からの解放」の流れの中で位置付ける必要があるが、それは別著に譲る⁵⁹。ゴルツは「人間性の自由な開花」という「倫理的要求」(実存的自律性)は、「時間解放社会のユートピア」の実現に向けた、労働時間の短縮による「労働の解放」を通して「労働のなかでの自律性」を拡大することによって行われるのだ、と言う(p.174)。ここでは、上述のBIにかかわる理解について見ておこう。

戦後の高度経済成長を前提にして福祉国家が目的とした「完全雇用」政策が、新自由主義的グローバリゼーションによって破棄されるようになってきた1980年代以降、生存権(所得権)と労働権の関係が問われてきた。ゴルツは、生産過程に必要な労働がますます減少し、分配される賃金がますます減少していく時、所得権を雇用されている人間に限定することも、所得水準を労働量に基づいて決めることも不可能になり、「労働や労働量から独立した、あらゆる市民に保障される考え方」、すなわちBIが左翼からも右翼からも提起されるようになったと言う⁶⁰。彼は、労働の義務を紐づけた「最低保証」を認める保守的な思想を批判すると同時に、BIの究極的目的は「生活を労働から切り離すこと」だというグレーバー的な主張にも単純に賛同していない。それは「所得権と労働権との間にある切り離すことのできない関係」を市民権の土台と考え、「『自分の生活費を稼ぐ』権利、自分の生活に必要なものを経済政策決定者の善意に頼らない権利」を重視するからである。その際に、経済的な意味での労働は「その非人格的抽象化そのものによって、ミクロ社会あるいは私的な領域の関係を支配する個別の依存と相互所属関係から私を解放する」とし、「それが明確に確定された社会的責務の明確に限定された領域の裏返しであってはじめて、至上権と自発的互酬の領域として存続できる」と言う

⁵⁹ 拙著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論』前出、第6章を参照されたい。

⁶⁰ A.ゴルツ『労働のメタモルフォーゼ』前出、p.339、以下、引用は同書。

(p.344-345)。マルクスの言う「賃労働者」の「二重の意味で自由」を前提にした「自律的生権」(所得権と労働権の一体性)の提起と言えよう。

こうした理解をふまえてゴルツは、「所得が独立しなければならないのは、労働そのものからではなく、労働時間からなのである」、左翼の政治構想は「経済的に必要な労働の量の減少」を出発点として、「フルタイムで働かされる強制的解消」でなければならないと言う。そして、「問題は生産過程から排除されてしまった人びとに対する給付金を確保することではなく、その排除をもたらした状況を取り除くこと」だと主張する (p.348-351)。社会が人間に対して課す強制が「人間が社会に対してもつ権利」(十全の権利をもった市民である権利、望むなら多様な能力を発揮する類なき人格である自由をもった人間である権利)の根拠となっている。所得保障と組み合わされた労働時間の段階的短縮政策が「労働者の思索や討論、実験的試み、自己組織化を活性化」させ、「活性化した社会が経済をコントロールする」ことになるというのである (p.355-356)。日本国憲法で言えば、生存権(所得権)と労働権を媒介する「教育権」、とくに、「多様な能力を発揮する類なき人格である自由」を現実化する「社会教育権」の拡充が鍵を握るということになるであろう。

ゴルツは、「経済的理性批判」(第二部)を超えて、経済的合理性(とその危機)の超克と、時間の解放による人間の自由な開花が達成されるとしたら、歴史の意味がそうであるからでなく「私たちがそのような意味を持つように歴史をつくるから」だと言う。実践論の課題だということであろう。それは「それを実現する能力を持った社会階級の存在」とは別に「人間が自分のなかから組み上げなければならない目的」で、その前提となる「内省的革命」も必然ではない。「倫理的なるものの自立と政治的なるものの自律を前提とし、かつこれを証示しなければならない」、と (p.165-166)。「倫理的内容」(「人間性の自由な開花」)を持った「時間解放社会」あるいは「文化社会」(p.160)の「具体的ユートピア」(p.174)に向けた上述のような提言は、そのためのものと考えられる。

ゴルツが批判した「経済的理性(合理性)」は、1990年代以降の新自由主義的グローバリゼーション＝「裸の資本主義」のもとで、我々のあらゆる生活領域に浸透してきている。批判的地理経済学者・D. ハーヴェイは、資本蓄積が生み出すグローバルな「価値の空間と時間」の再編成、「略奪的蓄積」も加わった時空間的不均等発展のもとでの多様な「地域的価値体制」展開の過程において『経済的理性の狂気』(2017年)が表出していることを指摘している。注目すべきことは、そうした過程をとおして「普遍的疎外」、具体的には、価値増殖と価値実現における疎外、(ゴルツが重視した)「分配」における集団的疎外、そして「貨幣を富とみなす現代の狂気」が生み出されている、と主張していることである。人間の富はさまざまな社会的意味を持つはずだが、貨幣が唯一の測定基準となってきたことに伴って変質する。同書の最後では、富は諸個人の欲求・能力・享楽・生産力などの普遍性、人間の創造的諸素質の絶対的表現、生成の絶対的運動の渦中にあるはずのものが、「人間の内実の完全な表出は完全な空疎化」となり、普遍の対象化は「全面的疎外」、「外的目的のために人間の自己目的を犠牲にす

ること」として現れるという、『経済学批判要綱』におけるマルクスの（ゴルツも念頭においている）指摘を引用している⁶¹。それぞれの「地域の価値体制」に置かれている「人格（諸個人）」が、「普遍的」「全面的」自己疎外を克服していく論理＝主体形成論⁶²の解明が求められているのである。

ハーヴェイはそれ以前、D. ヘルドや M. ヌスバウム（さらに A. ネグリ／M. ハートさえも）が前提としているカント主義的な時間・空間の「絶対理論」を批判していた。そして、人格理解の「自由主義的・新自由主義的・コスモポリタンの虚構」を超えて「自由と解放の政治」を追求し、「能動的な人間的活動主体（エージェント）」が新たな空間や時間を生産し、場所を形成・再形成し、社会生態学的・環境的諸関係を革新することが不可欠だと主張していた。前提となっているのは、時空間の絶対的理解から「相対的時空間」を経て「関係の時空」へという縦軸と、経験・知覚から概念的表象を経て「生きられた空間」へという横軸から成る「時空間のマトリックス」である⁶³。我々はそうした時空間論の先に、「新たな空間や時間を生産し、場所を形成・再形成し、社会生態学的・環境的諸関係を革新する」グローバルかつ地域に根ざした「実践的時空間」を考える必要がある⁶⁴。

新 SDGs 時代の「平和への地域づくり教育」は、以上で見てきたことをふまえた上で再検討することができるであろう。次章の課題である。

Ⅲ 「平和への地域づくり教育」と「地域づくり響同」

1 「平和への地域づくり教育」の再提起

「平和国家・文化国家」を目指した戦後日本の教育は、教育基本法（1947 年）に規定された「人格の完成」を中心的目的としてきた。前提は、前文で「平和的生存権」を謳った日本国憲法で、基本的人権の一環としての教育権（第 26 条）は「社会権」として、生存権と労働権に挟まれている。その意味については、教育基本法に基づいて別に制定された社会教育法（1949 年）による「社会教育権」と併せて考える必要がある。

教育実践の現場では、「人格」の道德主義的、カント主義的性格の克服が課題となってきた。しかしなお、新教育基本法（2006 年）においては、徳目主義的に教育目標（第 2 条）が掲げられている。あらためて教育権は、自由権を基盤とする「社会権」であることに立ち戻って考える必要があらう。具体的には、新旧の教育基本法で「国家及び社会の形成者」育成（国家公

⁶¹ D. ハーヴェイ『経済的理性の狂気—グローバル経済の行方を〈資本論〉で読み解く—』大屋定晴監訳、2019、原著 2017、p.282。

⁶² 拙著『主体形成の教育学』御茶の水書房、2000。

⁶³ D. ハーヴェイ『コスモポリタニズム—自由と変革の地理学—』大屋定晴ほか訳、作品社、原著 2009、pp.263、457-480。

⁶⁴ くわしくは、拙稿「新グローバル時代の複雑性と『持続可能で包容的な地域づくり』」北海学園大学『開発論集』第 110 号、2022、Ⅰの 4 を参照されたい。

民と市民＝社会形成者との矛盾を含む）を目的とする制度の下で、「教育価値」をめぐる諸議論、経験主義的な実践 practice 的諸理論とその反省的・批判的諸理論などが展開されてきたことをふまえ、「人格」をめぐる現代的諸課題に取り組むことができるような、人格の総体的把握に基づく「教育実践 Praxis 論」が必要となってきた⁶⁵。そうした中で、SDGsに対応する「持続可能で包摂的な社会」づくりの担い手形成（「持続可能な発展のための教育（ESD）」）を視野に入れた教育制度改革⁶⁶、既述してきたような平和や民主主義、「環境危機」やケア問題への取り組みが求められてきたのである。「平和的生存権」の具体化・実質化、既述のような「プラネタリー・ワンヘルス」が提起される段階における、教育基本法の目的（第1条）「心身ともに健康な国民 people の育成」の課題とも言える。

IIでふれたグレーバーは、ブルシット・ジョブの削減が生活・労働問題だけでなく、地球環境問題をも解決する「最も簡単で有効な方法」だと主張しているが、UBI以外の具体的政策提案をしているわけではない。ゴルツは、エコロジストとしても知られているが、自然と人間の「物質代謝の亀裂」（マルクス）としての環境問題と、「物質代謝を媒介・統制」する労働過程を視野に入れた労働論を展開してはいない。もとより、彼らは環境教育論にまでは及んでいない。しかし、ゴルツが『エコロジスト宣言』（1977年）を打ち出した時、背景には1960年代末からの、エコロジーとフェミニズムを中心とする国際的な「新しい社会運動」があり、それらに対応する新しいアプローチが求められていた。

ゴルツは同書で、自主管理論的なエコロジー（第1章）の必要性を提起しながら、グレーバー的に見ればエッセンシャルでありながらブルシットでもある医療・健康などの社会制度を批判している（第4章）。依拠しているのは、I.イリッチ『脱病院化社会』である⁶⁷。周知のようにイリッチは、同時に『シャドウ・ワーク』によって文化人類学的視点から「ヴァナキュラーなジェンダー」を主張し、『脱学校化社会』で学校型教育に対する「学習ネットワーク」を提起していた⁶⁸。それらの対案は、その後のゴルツの経済的理性批判と「労働への、労働からの解放」論や、グレーバーのブルシット・ジョブ批判と、「基盤的コミュニズム」を背景にしたケアのエッセンシャル・ワーク論に繋がっていると言える。

グレーバーはブルシット・ジョブの背後に「金融的債務」を見ていたのであるが、A.シムズはさらにそれと「明確なつながり」のある反対物として、人類の集合的な未来を脅かす「生

⁶⁵ 具体的には、拙稿「SDGs時代の『創り手』としての主体的人格」北海学園大学『開発論集』第108号、2021、を参照されたい。

⁶⁶ 小玉敏也・鈴木敏正・降旗信一編『持続可能な未来のための教育制度論』学文社、2018、序章および第1章。

⁶⁷ A.ゴルツ『エコロジスト宣言』高橋武智訳、技術と人間、1980、原著1977、第4章。

⁶⁸ A.ゴルツ『労働のメタモルフォーズ』前出、p.272-275、279。イリッチの学校批判からの社会制度論的展開については、拙稿「教育制度論の前提としての学校批判」『北海道文教大学論集』第19号、2018、後述する環境教育論的な評価と発展課題については、拙著『持続可能で包摂的な社会のために—3.11後の「地域をつくる学び」—』北樹出版、第5章を参照されたい。

生態学的債務」の重大性を強調している。それは、「利用可能なバイオロジカル・キャパシティの公平な分け前以上のもの」を取得する際に発生するもので、エコロジカル・フットプリントの考え方に近い。その現実の多面的分析を経たシムズは、アメリカによる経済封鎖後のキューバ、気候危機に直面するツバルやアイルランド共和国コーク市のトランジション・タウンなど、「小さな島」の経験をふまえた提起をしている。すなわち、それらに共通する目的は「食料、エネルギー、家屋、その他の商品やサービスの必要を満たす方法を地域化する（地域自給をめざす）ことによって、エコロジック的影響を低減すること」で、家族・近隣共同体・市民社会から成る「コア経済」による「子どもたち、家族、高齢者の世話をするときになすこと」を再構築することである⁶⁹。

いわば「ケア経済」であり、「基盤的コミュニズム」（グレーバー）に相応するものとも考えることもできよう。課題は「いかにしてレジリエンス、つまり適応能力を構築し、社会と自然資源のあいだの動的平衡に向かいながら、同時に公平性と充足性を確保するか」（p.355）で、グリーン・ニューディールや新しい食文化・食料主権、そして「動的平衡」としての定常状態・定常経済を志向するものだという（最終章）。ただし、同書の目的は「自由社会の分配制度を戦争という制約条件のもとで適合させる方法を工夫すること」（p.246）だとし、戦時下英国の生活様式を再評価したりしており、戦争と軍需産業が「生態学的債務」の最たるものだということへの批判は希薄で、平和に向けた活動の位置付けはない。

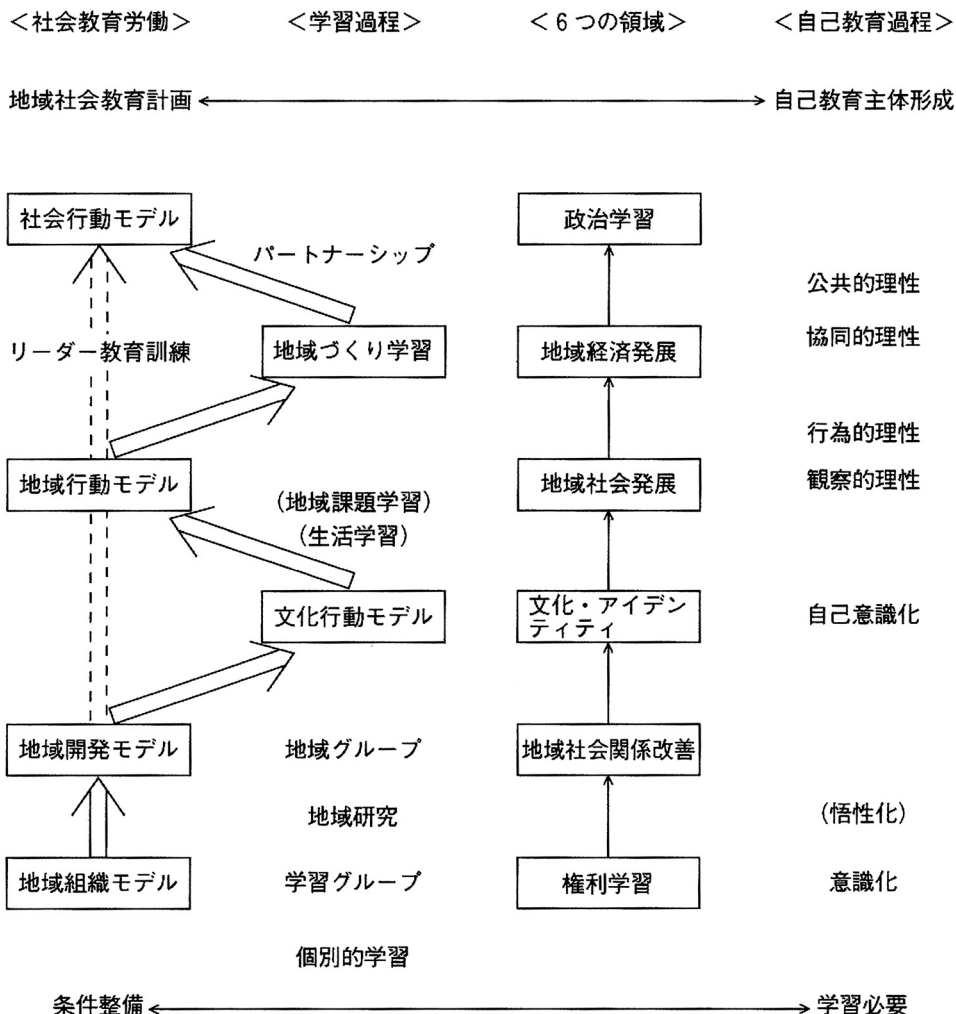
ここで、「平和への地域づくり教育」を再提起してみたい。

「はじめに」でふれたように筆者は、ヨーロッパの「地域紛争」（政治的・民族的・宗教的対立）の典型例とされてきた英国北アイルランドで、地域成人教育を展開してきた「アルスター人民大学（Ulster People's College, UPC）」での参加型調査を試みた。首都・ベルファスト市にあるその施設（旧有力者住宅）は、ブリティッシュ／アイリッシュそしてプロテスタント／カソリックという対立しあう二つのコミュニティの中間にあって、それぞれから参加し、学び合うことが可能な時間と空間を創造した。「市民戦争」とまで呼ばれ、軍事的・政治的・制度的・社会的対立だけでなく精神にまで「構造化」された対立と「紛争（トラブルズ）」を克服するために、UPCは、紛争の典型例とされたデリー＝ロンドンデリーでの地域再生活動の経験（CARE プロジェクト）と世界の民衆大学運動をふまえながら、紛争後の地域再生をも視野に入れた「成人教育アプローチ」をとった。それは地域住民参画という意味で「革新的」であるだけでなく、現実的に社会変革（「平和的な地域づくり」）に協同・協働して取り組む、「真に革新的」な自律的成人教育を展開しようとするものであった⁷⁰。

UPCの活動は、「地域社会組織化 community organization」を出発点とする創造的実践過程

⁶⁹ A. シムズ『生態学的債務』戸田清訳、緑風出版、2016、原著2009、pp.119, 143, 313, 399, 401。

⁷⁰ T. ラベット「革新的地域社会教育論—5つの実践モデル—」拙訳、拙編著『社会的排除と「協同的教育」』御茶の水書房、2002。



〈図-1〉アルスター・ピープルズ・カレッジの展開過程

(注) 拙著『平和への地域づくり教育—アルスター・ピープルズ・カレッジの挑戦—』筑波書房, 1995, p.251。

であった。筆者はそれら諸実践の発展過程を、地域組織化＝社会関係改善（community relations）、地域開発（community development）、文化行動（cultural action）、地域行動（community action）、地域づくり学習（community development learning）、社会行動（social action）とモデル的に整理してみた。そして、「地域社会発展教育 community development education」に関する新たな国際的動向と日本での地域づくりにかかわる教育実践の蓄積も念頭において、それらを『平和への地域づくり教育』としてまとめた。その結果は、〈図-1〉のようである。

UPC の具体的な実践については図注の拙著、その背景となるベルファスト市とくに最も深

刻な問題を抱えていると言われた西ベルファストにおける諸実践における位置付け⁷¹、ヨーロッパにおける脈絡と北アイルランド全体に広がる関連諸実践⁷²については、それぞれ別著で述べているので参照いただきたい。

この図の「地域づくり学習」を援助・組織化する教育実践が、狭義の「地域づくり教育」であるが、実践全体が相互に関連しあった広義の「平和への地域づくり教育」である。それゆえ、実践は地域の状況に応じて、どこからでも始めることが可能で、個々の地域では必ずしも図に示した矢印のような順序で展開するわけではない。

もともと、筆者が日本で「地域づくりの学習的編成」を提起したのは、長野県松川町において「地域集会活動」を展開する「健康学習」を前提にして、国分寺市における農民を中心とする旧住民とサラリーマン家族を中心とする新住民の対立を克服しようとする社会教育実践（「農のあるまちづくり」）の分析を通してであった⁷³。新住民・旧住民それぞれの内部にもある諸対立を超えて共通の地域課題に取り組む「地域づくり教育」は、「紛争解決 conflict resolution」実践の側面を持つ。現段階では、北アイルランドでの経験もふまえて、さまざまな国内的・国際的対立（しばしば暴力と戦争に至る）に立ち向かう諸活動をボトムアップで支える実践として位置付け直す必要がある。

もちろん、その際の「健康」や「農」にかかわる学習活動は、今日的には、Ⅰの3で述べたような「プラネタリー・ワンヘルス」、あるいはⅡで見た「ケアの倫理と論理」の「グローバルな実践」として拡充し、捉え直していくことが求められるであろう。

2 現代的人権と「実践としての民主主義」

「北アイルランド紛争」は、帝国主義的諸国と旧植民地（「内国植民地」を含む）の間、今日的にはグローバル・ノースとグローバル・サウスの接点で生まれた「国際地域紛争」の一環である⁷⁴。そうした対立が先進資本主義諸国においても「人種的差別」（N. フレイザー）として

⁷¹ 拙著『学校型教育を超えて—エンパワーメントの不定型教育—』北樹出版、1997、第3章。同書では、UPCを「不定形教育 Non-Formal Education」として評価し、それらと日本の社会教育との比較、その発展課題について論じている。そこでは、不定型教育としての「地域づくり」にかかわる自己教育活動を整理して、（1）ネットワーキングに支えられた地域集会活動、（2）地域調査学習、（3）地域づくり実践（協働性と公共性の形成）、（4）地域計画づくり、という四つの実践領域を提起した（p.133）。現代生涯学習全体における位置付けを、具体的な実践例とともに参照されたい。

⁷² 拙著『地域づくり教育の誕生—北アイルランドの実践分析—』北海道大学図書刊行会、1998。第8章で取り上げた大学成人教育「私の時間」は本稿Ⅱの1で述べたことに関わる「文化・アイデンティティ」の領域（ジェンダー問題の自己意識化から「我々意識」の獲得へ）の実践であるが、そこから地域社会・経済発展にかかわる「地域づくり教育」（第9章）が展開される。

⁷³ 拙著『自己教育の論理—主体形成の時代—』筑波書房、1992、第2章とくに第3章。その後の国分寺市における実践展開については、拙編『都市公民館の再生—三多摩テーズからの自己革新—』北樹出版、2002、も参照されたい。

⁷⁴ 「アイルランド問題」については、法政大学比較経済研究所／後藤浩子編『アイルランドの経験—植民・ナショナリズム・国際統合—』法政大学出版局、2009、など参照。たとえば、ウクライナ—

内部化されている現段階ではとくに、紛争解決とその後の地域再生に青年・成人教育実践の立場から取り組んだ UPC のような、グローバルな活動の意義が見直されるべきであろう。図に示したことからうかがえるように、戦争や紛争には直接的関係がないと考えられがちな戦後日本の社会教育・生涯学習の視点からも、学ぶべき取り組みが多い。SDGs を「平和と民主主義」の活動として捉え直し、その社会教育学的可能性を検討することが必要であるが、なお今後の課題となっている⁷⁵。

〈図-1〉で示した〈社会教育労働〉、〈学習過程〉、〈6つの領域〉は、現段階のそれぞれに個性的な地域に対応した創造的な展開が必要である。

〈6つの領域〉の最初に位置付けた「権利学習」（民主主義学習の基本）は、UPC の実践では後から明確に位置付けられるようになった領域であるが、「第3世代」以降の人権、とくに「二つの戦争」を考える際には「国際人権」と、「非西欧の起源の民主主義」（D. グレーバー）の理解をも必要とするであろう。「自己教育主体形成過程」は、批判的教育学をくぐり、協同的・公共的な「現代の（悟性と区別される）理性」形成への実践的過程として、具体的に考えることができる。他の民衆大学との比較研究⁷⁶や、その背景を含めて、日本発の地域づくり教育の見直し・国際的発信⁷⁷も必要である。地域づくり学習は旧来の社会教育・生涯学習を超える活動であるが、たとえば「地域社会組織化 community organization」が「ケア」にかかわる福祉活動との連携を必要とするように、他領域の実践的蓄積にも学ぶ必要がある⁷⁸。地域づくり協同実践に伴うそうした学びを通して諸対立を乗り越えていく「地域づくり教育」のネットワークと相互学習は、「平和と民主主義」の実現に大きな役割を果たす可能性がある。

クリミアないしドンパースーロシアの関係は、アイルランド自由国（のちに共和国）—北アイルランド—大英帝国（のちに英国連邦）の関係と重ね合わせて理解することもできる。I の4で見たこととの関係では、K. マルクス『資本論』第1部第23章「資本主義的蓄積の一般法則」において、その「形態」をふまえた「例証」の最後に「f アイルランド」が挙げられていたことを指摘しておく。アイルランドの解放を抜きに英国本土（したがって世界）の労働者の解放はないと理解されていたのである。

⁷⁵ 拙稿「SDGs への『実践としての民主主義』」前出。最近の日本社会教育学会編『現代社会教育学事典』（東洋館出版社、2024）では、その最終章を「社会教育の蓄積と SDGs のインパクト」とし、12の項目を設けているが、平和と民主主義については「8 科学・技術に関する民衆的教養と平和」（上原直人）があるだけで、それも「科学技術」との関連が中心で、平和への社会教育実践は位置付けられていない。第1章「『社会教育』概念の見取り図」には「12 平和と社会教育」（阿知良洋平）があり、戦後市民意識における平和理解、戦争責任問題論の継承などが整理されているのであるが、SDGs 実践と結びつけていくことは残された課題となっている。

⁷⁶ たとえば、UPC が学び相対化しようとした英国本土のノーザンカレッジとの比較について、拙稿「第12章 英国民衆大学の地域成人教育に学ぶもの」鈴木敏正・姉崎洋一編『持続可能な包摂型社会への生涯学習—政策と実践の日英韓比較研究—』大月書店、2011。

⁷⁷ 筆者が在住する北海道との比較研究については、拙稿『社会的排除と『協同的教育』』御茶の水書房、2002。海外への発信の可能性については、拙稿「『地域づくり教育』海外展開の条件と可能性—日英韓国比較共同研究の経験から—」日本教育学会『教育学研究』第86巻第4号、2020。

⁷⁸ 拙稿「民主的社会計画と『社会的教育』」前出。地域づくりと社会教育をめぐる最近の諸議論については、日本社会教育学会編『現代社会教育学事典』前出、第5章。

ここで踏まえておくべきことは、国際成人教育・生涯学習運動の動向である。

「生涯教育」の理念から実践段階に入っていた国連・ユネスコは、「生涯教育は政治的に中立でない」「抑圧か解放か」を問うた「ジェルピ段階」に入り、その集約と言うべき国際成人教育会議「学習権宣言」(1985年)を提示した。成人教育部門担当者となったE.ジェルピは、「第三世界」を中心に先進国にまで広がっているP.フレイレの革新的教育論に学んでいた。そこで学習権は、人々の生存や健康のためにも不可欠であり、「われわれが戦争をさけようとするなら、平和に生きることを学び、お互いに理解することを学ばなければならない」、と言う。それゆえ、「学習権は人権中の人権」であり、学習とは「なりゆきまかせの客体から、自らの歴史を創る主体に変えるもの」だとされた。UPCは、こうした中で「真に革新的」な成人教育を展開しようとしたのである。

その後の国際的動向と国連・21世紀教育国際委員会報告『学習：秘められて宝』(1996年)をふまえた「ハンプルク宣言」(1997年)では、より積極的に、青年・成人教育の目的は「人々と地域社会が当面する諸課題に立ち向かうために、自らの運命と社会を統制できるようにすること」だとされている。それに対応するためには、イリイチやフレイレを超えて、Ⅰの1およびⅡの2でふれたグラムシのヘゲモニー＝教育学関係論をふまえた「ポスト・ポストモダン」の実践論を必要とした⁷⁹。さらに、新自由主義的グローバリゼーションの展開によって環境問題と貧困・社会的排除問題が深刻化する中で、こうした「協同的自己統治」論につながる生涯学習論は拡充され、「誰ひとり取り残されない」「世界を変革する」をスローガンとするSDGsを支えるESDの学習論へと繋がっている⁸⁰。「平和への地域づくり教育」は、こうした流れの中に位置付けて考える必要がある。

このような国際的生涯学習論は、「学習権宣言」にも参加したはずの日本政府の社会教育・生涯学習あるいは環境教育政策において考慮されてきたとは言えない。しかし、経済的グローバリゼーションがもたらした「双子の基本問題」(環境・資源問題と格差・貧困・社会的排除問題)に対して、地域住民と自治体が主体となって「持続可能で包摂的な地域社会」づくりに取り組む実践は全国各地に見ることができる。自然と人間、人間と人間の「共生」に向けた「共生社会システム学会」が生まれて4半世紀⁸¹、最近ではあらためて、「包摂的な地域社会」を目指す「共生への学び」も提起されている⁸²。それらを「はじめに」で述べた新SDGs時代

⁷⁹ くわしくは、拙著『エンパワメントの教育学—ユネスコとグラムシとポスト・ポストモダン—』北樹出版、1999。フレイレとグラムシの今日的「総合」の提起については、P.メイヨー『グラムシとフレイレ—対抗ヘゲモニー文化の形成と成人教育—』里見実訳、太郎次郎社エディタス、2014、原著1999。

⁸⁰ その動向と具体的活動については、鈴木敏正・朝岡幸彦編『改訂版 社会教育・生涯学習論—自分と世界を変える学び—』学文社、2023。

⁸¹ その学際的研究がめざすものについては、尾関周二・矢口芳生監修『共生社会Ⅰ、Ⅱ』農林統計出版、2016。

⁸² 佐藤一子・田中雅文編『共生への学びの構築—市民の協働にねざす教育創造—』東京大学出版会、2025。

の実践論として発展させることが課題となってきたのである。

この間に筆者は、北海道を中心にして、北アイルランドだけでなく英国リーズ市、そして韓国農村地域に及ぶ諸実践をふまえて、「3.11 後」を展望した「持続可能で包摂的な地域づくり教育 (Education for Sustainable and Inclusive Communities, ESIC)」を提起した⁸³。そして、それらを念頭において「学習ネットワーク」(I. イリイチ) から、「地域づくり教育」を経て、「地域生涯教育計画化」への実践にかかわる『生涯学習の教育学』について、「五つの基本視点」を提示した。すなわち、①現代的人権、②世代間連帯、③社会参画、④グローバル、⑤住民的公共性、である⁸⁴。

①は「第3世代の人権」、すなわち自由権と社会権に次ぐ「連帯権」をふまえた環境権、発展権、あらゆるマイノリティの権利で、「地球サミット」(1992年)の人権版とされた世界人権会議「ウィーン宣言」(1993年)から広がっていった人権である。1990年に始まる国連・人間開発計画は、A. センとM. ヌスバウムの「潜在能力 capability」論を理論的支えとした活動を推進しつつあったが、その社会的選択論やカント主義的規範理論を超えるような「現代的人権」が求められていたのである。たとえば、日本は「公害大国」と言われたこともあるが、ドイツやオランダ、韓国や米国モンタナ州などのような「環境権」の憲法的位置付けはなく、「環境基本法」(1993年)にも規定されていない。そうした中では、公害学習・環境教育の実践的経験の中から重視されてきた「環境権」の思想が注目される⁸⁵。最近では、2024年8月、名古屋地方裁判所で「気候訴訟」も始まった。気候危機が深刻化し、環境正義が問われる中で、「人権としての環境権」が問われてきている。課題は、それを現段階的な「平和的生存権」の具体化として捉え直し、「第3世代以降の人権」全体をふまえた「平和への実践＝民主主義」として、②から⑤のような視点に立った諸実践によっていかに拡充していくかである。

SDGs時代の「実践としての民主主義」とそれに不可欠な学習実践の展開論理については、別に述べている⁸⁶。ここでは、以上で見てきたことをまとめ、以下の議論の前提として〈表-1〉を挙げておくことに留めよう。新SDGs時代における「平和への地域づくり教育」は、この表の「学習実践」における「To Create Inclusive & Ecological World」に位置付けられる。

⁸³ 拙著『持続可能で包摂的な社会のために—3.11 後社会の「地域をつくる学び」—』北樹出版、2012。理論的には、既述のイリイチやフレイレの環境・教育思想の先に求められるものである(第5章および第6章)。

⁸⁴ 拙著『増補改訂版、生涯学習の教育学—学習ネットワークから地域生涯教育計画へ—』北樹出版、2014。

⁸⁵ 古里貴士「第5章 環境問題に向き合う学び」鈴木・朝岡編『改訂版 社会教育・生涯学習論』学文社。

⁸⁶ 拙稿「SDGsへの『実践としての民主主義』」日本社会教育学会編『SDGsと社会教育・生涯学習』東洋館出版社、2023。新SDGs時代＝人新世末期の諸課題、とくに「非西欧起源の民主主義」(グレーバー)やグローバルサウスからの提起の発展課題については、本誌本号所収の拙稿「人新世末期の『実践としての民主主義』」を参照されたい。

〈表-1〉 平和で持続可能な地域づくりへの学習実践の展開構造

現代国家		法治国家 (自由主義 vs 人権主義)	社会国家 (残余主義 vs 社会権主義)	企業国家 (新自由主義 vs 革新主義)	危機管理国家 (新保守主義 vs 包摂主義)	グローバル国家 (大国主義 vs グローバル主義)
公民形成		主権者	受益者	職業人	国家公民	地球市民
民主主義	自由権	選択・拒否	表現・批判	構想・創造	参加・協同	参画・自治
	平等権	機会均等	潜在能力平等	応能平等	必要平等	共生平等
学習実践	Inclusive Community	to know	to be	to do	To live together	To Create Inclusive & Ecological World
	Ecological Environment	About (Nature)	In (Environment)	For (Sustainability)	With (Ecology)	
市民形成		消費者	生活者	労働者	社会参加者	社会形成者

(注) 拙著『『コロナ危機』を乗り越える将来社会論』筑波書房、2020、〈表序-2〉を一部削除。

3 学校環境教育から地域社会教育実践へ

さて、教育とくに学校教育では、Ⅱで見た「ケア」の視点が必要であることがしばしば主張されてきたが⁸⁷、「コロナ危機」は、社会教育を含めた教育活動がエッセンシャル・ワークであることをあらためて再認識させるものとなった⁸⁸。雑誌『教育』は最近、当面する環境危機に対応して、2回にわたる特集「地球沸騰時代のわたしたち」を組んでいる。「絶望を抱えながら歩む」(丸山啓史)という提起から始まり、これまでのSDGs/ESDあるいは環境教育の到達点をふまえながら、子ども・学校教育の諸実践が紹介されている。その際に、「社会変革」に向けた大人世代の責任、子ども(生徒)と大人(教師)がともに学びあうことの重要性が指摘され、最後にはとくに、「気候民主主義」を具体化するような社会教育・高等教育への期待(三谷高史)が寄せられている⁸⁹。

本節では、こうした動向とⅠで見たことをふまえ、エネルギー問題にかかわるESD/環境教育から始めて、地域社会教育実践への展開方向を考えてみよう。

そこで取り上げた日本環境教育学会編『知る・わかる・伝えるSDGsⅡ』で古屋将太は、エネルギー転換のためにはさまざまなレベルで実践することが効果的な教育となるとして、社会全体、担い手、消費者の三つのレベルに分けて考えている(第1章3)。とくに担い手レベルでは、再生可能エネルギー事業者、金融機関、自治体、地域コミュニティ、そして教育機関を挙げている。広範で、地域金融機関の重要性をも指摘していることが特徴的であるが、SDGs目標17「パートナーシップ」の課題の具体化であろう。教育機関の事例としては、千葉商科

⁸⁷ 代表的なものとして、N.ノディングズ『学校におけるケアの挑戦—もう一つの教育を求めて—』佐藤学監訳、ゆるみ出版、2007、原著1992。

⁸⁸ 朝岡幸彦・水谷哲也・岡田知弘編『感染症と教育—私たちは新型コロナから何を学んだか—』自治体研究社、2024、など。

⁸⁹ 特集「地球沸騰時代のわたしたち」『教育』旬報社、2024年10月号、2025年7月号。気候正義に対応する「気候民主主義」の提起については、三上直之『気候民主主義—次世代の政治の動かし方—』岩波書店、2022。

大学の「自然エネルギー 100%大学」の取り組みが紹介されていた。社会教育・生涯学習の課題については後述するので、ここではまず、「持続可能な社会の創り手」育成（2017・18年公示「学習指導要領」）が課題となってきた、大学の前段階における学校教育についてふれておこう。

新 SDGs 時代の今日、「持続可能な社会」への転換を目指した教育、とくに学校教育の役割はますます重要になってきている。「地球沸騰」に加えて「二つの戦争」に直面し、あらためて暴力・殺人・戦争はなぜ悪か、なぜ戦争は起こるのかなどをどう教育するのも問われている。武力行使としての紛争や戦争の予防、それぞれの「戦後（紛争後）」社会の担い手を、3.11 の経験もふまえて、どう育成していくのかも大きな課題となっていくだろう。人類の文化遺産を子どもの発達段階に応じて系統的に教えていくというカリキュラム（教育課程）論に基づく教育は依然として重要であるが、グローバリゼーションを経て、とくに「人新世」が問われている現在、旧来の学を前提とした教育は限界に達している。

筆者は、学校カリキュラム＝教育課程を「各学校の教科と教科外・生活指導の活動全体にわたり、教育内容を中心に編成される教育計画」と理解してきた⁹⁰。「持続可能な発展のための教育（Education for Sustainable Development）」が問われる中で、旧来の「教育の課程と方法」を捉え直し、幼少中高大の各段階の教育を「持続可能で包摂的な社会」に向けた取り組みとして一貫して考えるためであった。学校教育ではそうした具体的取り組みは主に「総合的学習・探究」の時間が利用されていたが、今や全教科に渡るものとして考える必要がある。さらに、生活指導、食育・学校給食から、「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働事業」の活動までを視野に入れた「カリキュラム・マネジメント」が問われるようになってきている。

こうしたなかで、教師・教育労働の専門性が問われてきた⁹¹。しかし、上記のような対応が政策的にも求められていたこの時期、教師の多忙化は深刻化し、過労死ラインを越える者が、中学校では半数に達するような状況になっていた。教師の「働き方改革」が提起されたが、教員数増大を伴わない改革では基本的な改善が見えないまま現在に至っている。さまざまな支援者の導入、部活の地域委託などが進められたが、そのような対応を有効なものとするために「コーディネーター」の位置付けが必要となり、その役割が注目されるようになってきた。

とくに少子化のもとで学校統廃合が進む高校では、差別化・個性化を図るためにも、地域との「協働」による「地域創生」が課題となってきた。その全国的調査に基づく最近の研究では、具体的実践例の分析を通して、「地域変革の主体としての高校」の役割や、生徒のエンパワーメント（「社会変革の主体」形成）、「地域人材育成」への貢献も指摘されている。そして、そうした活動推進のための「提言」として、地元自治体とのパートナーシップとともに

⁹⁰ 鈴木敏正・降旗信一編『教育の課程と方法』前出、p.4。

⁹¹ その動向については、佐藤貴宣「公教育の変革を牽引する教師の専門性開発のビジョン」日本教育学会『教育学研究』第91巻4号、2024、など。

コーディネーターの位置付けの重要性が強調されている。それらの具体化は、高校に限らず、学校教育全体の課題であり、さらに地域社会教育実践に広がっていくものである⁹²。

ESD の視点から検討した前掲の鈴木・降旗編『教育の課程と方法』では、就学前から高等教育に至る一貫した教育の必要性を提起した。その際、高校段階までの具体的事例として「SDGs モデル都市」である北海道下川町の「15 年一貫森林環境教育」を挙げたが、その動向を見てみよう。

I の 2 で述べたように、「再生エネルギー」開発は東日本大震災後の「固定価格買取制度 (FIT)」で大きく進んだが、同時に多くの矛盾を抱えている。木質バイオマスについても、その原料確保のための森林資源乱開発が指摘され、さらに海外での原生林伐採によるペレット化とその輸入急増、ペレット利用発電による炭素排出量の多さが環境団体から指摘され、2025 年 2 月、経済産業省は輸入ペレットによる発電を FIT の対象としないとせざるを得なくなった。こうした動向に対して下川町は、戦後の早い時期から「法正林思想」に基づく循環的な森林経営を推進しており、21 世紀に入ってからバイオ・エネルギーとくに地元産の木材チップを利用して「自然エネルギー 100%」を目指す「内発的発展のまち」、「環境モデル都市」として知られてきた。

その経過と実態については、筆者らの調査結果⁹³や町資料⁹⁴に譲る。ここでは、関連して推進されてきた環境教育、とくに「15 年一貫森林環境教育」が実践枠組みの基本になってきたことに注目したい。それは、教育委員会と NPO「森の生活」の連携として、「幼少中高一環」の環境教育として推進されてきたものである。北欧で展開されていた「森林環境学習 (LEAF)」の理論に学んだもので、六つのステップ、すなわち①野外で楽しむ→②自然を体験して気づく→③環境の仕組みを理解する→④人間と自然の相互関係を理解する→⑤環境問題に自分なりの判断を下す→⑥未来に対して責任を持つ、に即して展開されてきた。

NPO「森の生活」代表・麻生翼氏の話（2023 年 12 月、於北海道大学）によれば、「森の生活」の前身「森人類」の「森のあそび」などが評価され、それらが授業・教育課程へ位置付けられ、公式に町教育委員会の受託事業として体系化されるようになってきた。その活動は、学

⁹² 萩原彰・小玉敏也編『高校と地域のパートナーシップ協働が未来を拓く―』学文社、2025, pp. 21-23, 51, 77, 112。「社会変革の主体」形成＝「民主主義の再構築」の実践例としては西成高校の「反貧困学習」が取り上げられ、P.フレイレの「意識化」の実践から「権利の認識」、政治参加にまで及んでいることが紹介されている（第 4 章第 3 節、萩原彰稿）。コミュニティ・スクールなどの「地域組織化」に始まる他の「協働」実践と繋げてみれば、〈図-1〉で示した展開として理解することも可能となろう。本稿との関連では、公民館主事がコーディネーターとなっている飯田市の場合（第 5 章 小玉敏也稿）にはそうした方向が見え、自治的自然再生エネルギー開発の実践が生まれてきたことも注目される。拙著『将来社会への学び』前出、第 4 章第 4 節も参照されたい。

⁹³ 宮崎隆志・鈴木敏正編『地域社会発展への学びの論理―下川町産業クラスターの挑戦―』北樹出版、2006。拙著『将来社会への学び』前出、第 6 章第 1 節。

⁹⁴ 下川町編『森林未来都市 エネルギー自立と地域創造：北海道下川町のチャレンジ』同町、2014。その後については、下川町ホームページなど参照。

校教育課程に位置付けられたものだけでなく、同町の里山（美桑ヶ丘）を利用した「森の公民館」（子どもから大人までの参加）や、道内外の利用者がある「森林セラピー」実践などに広がっている。同町は森林組合活動も盛んで、関連する I/J ターンの若者も多いが、総務省で制度化された「地域おこし協力隊員」の「教育コーディネータ」も位置付けられ、現在は「未来への学びコーディネータ」として活躍している。町では「地域共育ビジョン」（2020～）を策定し、それらの活動は「しもかわ地域共育ストーリー」として広がっている。ビジョンの基本理念は「子どもが誰一人取り残されず、全体が大きな家のような共育のまち」である。

「15年一貫森林環境教育」は、国際的な自然環境教育において一般化してきた「自然のなかで（In）、について（About）、のための（For）」という実践論を森林環境に即して展開したものである。筆者はこれらに、共生の思想を組み入れた「とともに（With or Together）」を位置付けることを提起し、とくに自然環境問題の広がりを念頭において「自然再生学習」の重要性を提起してきた⁹⁵。新 SDGs 時代の今日では、自然と人間の「共進化」をふまえた「変革的 transformative 教育」が必要となってきた。コーディネーターの管轄は、教育委員会社会教育課となった。「社会教育・生涯学習」を視野に入れた「環境教育」のあり方が本格的に問われるようになってきたのである。

ここであらためて、自然エネルギー教育を念頭においた環境教育について整理しておけば、以下の4つの領域に分けることができる⁹⁶。

- ①自然教育（対象知）：五感で、科学的知見を通して、活動を通して
- ②生活環境教育（自己知）：経験の振り返り、日常生活の反省的見直し、自分史・生活史、話し合い・学習ネットワーキングによる自己・他者理解
- ③環境創造教育（実践知・労働知）：自然・人間の相互関係、風土（里地・里山・里川・里海）、地域生態域（バイオリージョン）、第1次産業、自然エネルギー再生
- ④環境教育主体形成：地域環境学習の構造化、学習支援・組織化・計画化の主体へ

これらのうち、①と②を実践的に統一しながら、独自の論理と実践を必要とする③「環境創造教育」の領域が、勝義の「自然再生エネルギー」づくりが焦点化すべき実践領域である。〈図-1〉における「観察的理性」は対象意識としての①と自己意識としての②の統一であり、「自己と自然・社会との相互規定関係」を理解するところに成り立つが、さらに行動的・協同的・公共的理性として展開することによって「環境的理性」は実質的に形成される。

④は「公共的理性」形成に相当するもので、①、②、③の実践から成る「地域環境教育」の全体を視野に入れ、それらを「未来に向けて総括」する「教育計画づくり」の実践を通して現

⁹⁵ 拙著『持続可能な発展の教育学』東洋館出版社、2013、第1章および第3章。〈表-1〉の Ecological Environment の行も参照されたい。

⁹⁶ 鈴木・降旗編『教育の課程と方法』前出、p.32-33。

実的なものとなる。このような関連のもとに位置付けられた③は、「地域づくり教育」の中核をなすものとして、これまでの「持続可能な発展のための教育（ESD）」の蓄積を踏まえた、新SDGs時代の「持続可能で包容的な地域づくり教育（ESIC）」として展開されるべきものである。

下川町の「共育ビジョン」は、「下川らしさ」を引き継ぎながら「新しい地域社会を創っていくための環境や機会を、地域の大人として作り出す」ことを目的とするものであったが、世代間連帯の方向をより進めてきたのが、北海道浦幌町である。その「うらほろスタイル」のスローガンは、「子どもが変われば大人が変わる、大人が変われば地域が変わる」である。ここでも、町立高校廃止の危機から、企画課を中心に町役場を挙げて取り組んできたその活動における学習・教育活動の意義が確認され、2024年度から、NPO（「十勝うらほろ楽舎」）所属であったコーディネーターは教育委員会社会教育課に置かれるようになった。世代間連帯による地域づくり活動における社会教育実践が必要とされ、そのあり方が問われるようになってきたのである。

拙著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論』では、将来社会に向けた実践事例として浦幌町や、里地・里山再生から地域づくりへと展開した栗山町、地域生涯学習計画づくりの実績がある恵庭市の事例についても紹介したが（第9章）、最終章では、「やさしさ」を絆にした剣淵町「絵本の里」づくりの実践的意義について述べた。自然にやさしい有機的農業と、人間にやさしい「開かれた精神障害者施設」と、子どもも大人もやさしくなる「絵本の館」（図書館＝公民館、障害者が運営する喫茶店を含む）がつながりあって「やさしさあふれる地域＝絵本の里づくり」を進める実践である。農業と福祉の学科がある町立高校も、その一環に位置付けられている⁹⁷。Ⅱで検討してきた「ケアの倫理と論理」を具体化する地域社会教育実践であると言えよう。それでは、環境教育／ESDの脈絡からみた地域社会教育実践の現在はいかなるものであろうか。

次節では、社会教育／ESDの視点からの環境問題へのアプローチの現段階を考えるために、『月刊 社会教育』（旬報社）2025年3月号の「特集 環境と未来世代のために」で報告されている諸実践を取り上げてみよう。同特集は、国連「子どもの権利委員会」の「気候変動に焦点をあてた子どもの一般意見26」をふまえて編集されている。同意見では、気候緊急事態、生物多様性の崩壊および汚染の蔓延という「三重の惑星危機」を挙げ、それらが子どもの権利侵害というだけでなく、子どもたちへの「構造的暴力」に他ならないことを指摘している（編集小委員会『「環境と未来世代のために」を特集して』）。これらに対応する論稿として、浅田美恵「気候変動と子どもの権利」は、「人権としての環境権」の重要性を提起している。まさに、これまで本稿で述べてきたことが実践的課題となっていると言って良いだろう。

⁹⁷ 拙著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論』前出、第9章および第10章。

4 環境教育＝社会教育から「平和への地域づくり響同」へ

同特集論稿の最後に、岩松真紀「環境分科会から地域の環境問題を考える」がある。日本最大の自律的社会教育運動団体「社会教育推進全国協議会」が、現地実行委員会との共同で毎年開催することを原則としている「社会教育研究全国集会」の2024年度「東北福島集会」の報告である。そこでは、これまでの環境分科会の経過、環境問題にとって重要な意味をもつ東日本大震災＝福島第1原発事故後13年の報告が紹介されている。

震災後14年を経てなお、福島県では帰還困難地域の避難民で故郷に戻れない人が約2万5千、避難指示地域外からの避難者を含めれば4万～5万と見られている。国の第2次復興・創生期間は2025年度が最終年とされているが、政策的な「創造的復興」は進んでも、人間的復興・生活再建は大きく立ち遅れている。その上に地区・世代、災害補償の有無・程度などによって地域住民間に差異があり、風評対策などを含めて、「分断」を乗り越えていかに生活・地域再生をしていくかがなお大きな地域課題となっている。「平和への地域づくり教育」の出演である。集会基調提案は「人をつなぎ、地域を拓き、未来をつくる—対話・学び・共同の力で分断を越えて—」で、全国・現地から500人を越える参加者があった。18の分科会のうち、環境分科会へ参加者は21人であった⁹⁸。

岩松によれば、第1に、この環境分科会は1978年、「公害や健康問題から独立するかたち」で人間にとっての自然、その中で生き、生活することの意味を考えることを重視して生まれた分科会である。1990年に日本環境教育学会が設立されるが、「環境教育」の源流は自然保護活動と公害学習であると再確認されている。第2に、その歴史的展開が、①自然観察会の意義（1978～85年）、②生活環境、アメニティへの視点（86～90年）、③新たな自然保護・環境創造のあり方の模索（92～2000年）、④地域づくりと住民運動の持続性（2001～09年）に整理されている。上述のように筆者が環境教育の展開を、自然環境教育・生活環境教育・環境創造教育・地域環境教育＝環境教育主体形成の四つに整理したと重なるところがあるであろう。第3に、その後のテーマは地域に即して多様となったが、「フィールドワーク」を重視し、それにこだわった分科会を開催してきた。地域的实践としての環境教育＝社会教育を重視した対応であると言えよう。

2024年環境分科会「浜通りで学び考える福島のいま」は、東北では2015年東北盛岡集会「エネルギーの地産地消と地域づくり学習」、コロナ禍中の2021年宮城県南三陸集会「地域の自然とくらしを考える」に次ぐ3回目として、集会基調提案の趣旨に沿い、メイン会場を離れたフィールドワークを取り入れた分科会であった。いわき市湯本にある老舗旅館「古滝屋」9階にある、原発事故民間伝承施設「原子力災害考証館 furusato」、隣接する「子どもと原子力災害保養施設（ほよん）」での見学・学習、地域公民館での三つの報告（支援起業者、学習

⁹⁸ 他の分科会での報告・討議も合わせて、社会教育推進全国協議会『日本の社会教育実践 2024』同会、2024、を参照。

組織「未来会議」，原発訴訟活動）・グループワークがなされた。こうした活動は，全国の各「公害資料館」や「保養キャンプ」をはじめ，より広く展開されているネットワーク活動と響き合っていると言える。

上述の特集では，二ノ宮リムさち・浅田健志「アクティブ・シティズンシップを支えるESDとしての現代的“公害学習”」が，VRシミュレーションを活用した新たな「公害学習」を提起している。地球レベルでの「公害」が気候危機をもたらしているような現段階での，メディア技術の発展を利用した環境教育として一つの発展方向を示すものである。しかし，その方向を規定するのは，これまでの実践的蓄積の「未来に向けた総括」である。岩松は，前掲の佐藤・田中編『共生への学びの構築』の中でただ一人，「自然との共生」の視点から論じていて，上記のような諸実践をより広い視野で理解する上で参考となる。そこでは，SDGs/ESDの動向をふまえつつ，とくにこれまでの公害学習から地域づくりへの経験に学んで，運動が「歴史性」を備えること，「困難を乗り越えた活動の内容を含めて伝えること」の重要性が指摘されている⁹⁹。その活動内容をどのような視点から捉え直すか，その実践的展開の論理の解明が問われるであろう。

ここでは，これまで見てきたことをふまえて，原賀いずみ「英彦山神宮祓場・杵尾海岸姥が懐の景観保全活動の20年」と藤原園子「世界一の環境学習のまち“みずしま”の創造を目指して」の二つの実践報告を取り上げておこう。前者はⅡでふれた人類学的視点からも注目される「山伏信仰（修験道）」を万物循環の象徴的慣行として理解することになった環境保全運動，後者はⅠで述べた化石燃料依存の典型的な工業地域がもたらした公害を乗り越えて，環境学習による地域再生に取り組んでいる実践の紹介である。

原賀いずみ（豊の国海幸山幸ネット）によれば，「禊場・姥が懐」の景観保全活動は，水田圃場整備で生物多様性が失われることを危惧することから始まった女性たちの学習会「赤ベンチョロ（アカテガニ）の会」が，臨港道路建設計画によって，修験道や海幸山幸伝説を育んだ姥が懐の「聖なる景観」が失われることを知ったことから始まる。同会は，「海の日」には毎年，姥が懐の海岸清掃と海の勉強会をしていた。Ⅰの3で述べた，ジェンダー視点からの自然環境保全の思想とケア活動が原点にあったのである。

同会有志たちは「行橋の自然と文化を愛する会」に名称変更して，計画変更の署名・請願活動を展開するが，行橋市議会では否決され，新たな学習活動が始まる。それらは修験道の歴史・思想だけでなく科学的知見に学ぶシンポジウムなどの形態をとり，その学習領域は河川工学，環境科学・哲学，「空間の履歴」と関連文化にも及ぶ。これらをとおして，山伏が紡いて

⁹⁹ 岩松真紀「第9章 SDGsに向き合う環境学習と地域づくり」佐藤／田中編『共生への学びの構築』前出，p.164。関連学会や「健康分科会」を含めた「社会教育＝自己教育運動」としての公害学習・環境教育についてのより立ち入った動向については，同「自己教育運動としての公害教育についての考察」『明治大学社会教育主事課程年報』第28巻，2019，を参照。「地域づくり」だけに集約できない公害学習の独自性が強調されている。

きたネットワークが景観保全につながることを学ぶに及び、会の名称は「豊の国海幸山幸ネット」へと発展する。九州大学の協力・制作による「景観模型」を活用したネットワークづくり、企画展「姥が懐アートフェスタ」やワークショップなどと並行した行政への働きかけによって、埋め立て工事は一部橋脚に変更され、姥が懐の景観は残ることになった。東日本大震災後の巨大防潮堤建設計画に対する、海岸の生態系・風土・文化を守るための実践の展開を想起させるものがあり、環境危機＝リスク社会を乗り越えようとする「持続可能な発展のための教育（ESD）」として位置付けられるであろう¹⁰⁰。

「豊の国（旧豊前国）海幸山幸ネット」はさらに、内容的には子どもから大人までの世代間連帯に向けた活動へ、地域的には霊山「英彦山六峰」の流域と海をつなぐ活動の関連団体との交流へと視野を広げていった。たとえば「姥が懐キッズ」に始まる紙芝居・読み聞かせ、「お潮井空間ルートマップ」（生息する生物を含む）づくりと学校などへの普及、関係する地域住民のネットワークづくり、「豊の国景観物語まつり発見プロジェクト」や「クリーンマップワークショップ」、「修験めぐり塾」、諸学習資材の開発と「ふるさと学習」、生物調査と自然体験・イベント活動などである。それらの多くは、大人の責任として「持続可能な地域の未来に不可欠なミッション」として、子どもたちに原体験・原風景を醸成する機会を支援するものとされているがゆえに、「親子参加」にこだわり、世代間関係を豊かにする活動と考えられている。

以上のような実践を通して、生態域の自然循環が農業・漁業そして修験道を支え、それらが生態域の景観を保全してきたという関係が理解されてきたのである。原賀は最後に、ダム工事で砂に埋もれた姥が懐の「砂かき大作戦」という最近の経験から、科学的知見に基づいた調査と「流域・流砂空間全体で考える長期的ビジョン」とともに、「新たな空間の履歴」を生み出すために、「お潮井採り神事が内包する流域思想を広げる景観保全教育」を推進していきたいと述べている。新グローバル時代の「複雑性」に直面している現段階で、人類学などの文化諸科学をふくむ科学的知見をふまえた上で、地域で育ててきた時空間としての「風土」と文化を基盤に、「持続可能で包摂的な地域づくり教育（ESIC）」とその一環としての「社会教育／ESD 計画」論を展開することが求められている¹⁰¹。東日本大震災後の経験と現在取り組まれているこうした実践を通して、あらためて新 SDGs 時代の課題となってきたことを確認できるであろう。

「水島地域環境再生財団（通称みずしま財団）」が中心となって推進する「世界一の環境学習のまち」づくりは、そうした流れの中にあると言える。同財団は、水島コンビナートがもたらした大気汚染公害に対する訴訟運動（1994 年原告勝訴）を経て、患者の願いを具体化する「水島再生プラン」（1995 年）をもとに、2000 年に生まれた。その経緯と現状を分析した除本

¹⁰⁰ 典型例としての気仙沼市前浜地区の実践とその地域再生にとっての意義について、秦範子「第 7 章 リスク社会におけるレジリエンスを高める学び」鈴木敏正・朝岡幸彦編『社会教育・生涯学習論』前出。

¹⁰¹ 拙稿「新グローバル時代の複雑性と『持続可能で包摂的な地域づくり』」前出、Ⅲを参照されたい。

理史・林美帆は、その実践を「地域の価値」を創る活動だと言う。「認知資本主義」論が提起する「意味」や「物語」の転換を重視し、公害を含む「困難な過去」を積極的に「地域の価値」へと反転することである。具体的には、SDGsなどの普遍的課題を「自分ごと」とするようなパブリック・ヒストリー実践として、「みずしま財団」の「みずしまカフェ」を位置付けている¹⁰²。筆者の提起してきた「自己意識化」と「自己意識の普遍化」の実践と言える。〈図-1〉では、とくに「文化行動」モデルの実践に相当する。その重要性を踏まえつつ、SDGs／ESDの実践（「水島再生プラン」の具体化）として展開するためには、「認知」や「対話」を超えて「現代の理性」形成に固有な社会的協同実践の展開を考える必要がある。具体的には、六つの実践領域から成るESICの展開である¹⁰³。ESICは、地域の社会的・経済的・文化的状況と実践的蓄積に応じてどの領域からも取り組むことができるのであるが、「水島再生プラン」に始まる活動は第5領域＝「地域社会発展計画づくり」から始まる実践として位置付けることができる。

前述の特集で報告している藤原園子（みずしま財団事務局長）は、1999年に財団設立準備会に就職し、「水辺の再生とにぎわいづくり」、具体的には、市民参加型の生き物調査などによってイラスト／マップ作成をする活動（現在まで続く）に関わってきた。様々な対話的实践の一環としてESICの第1領域である「地域課題討議の場」（「水島学講座」など）形成、第2領域としての「地域調査・研究」活動（水島の見直し・再評価を含む）が積み重ねられていることを確認することができる。これらを推進するきっかけとなったのは、環境教育促進法（2011年）に基づく「協働取組事業」に水島財団が応募・採択されたことである。「環境学習を通じた人材育成・まちづくりを考える協議会」が立ち上げられ（2013年）、地域づくりのための地域行動（ESICの第3領域）、それらのネットワークによる地域づくり協同活動（同第4領域）が広がっていったのである。教育基本法ではなく「環境基本法」（1993年）に基づく環境教育基本法は、教育学的視点からは不十分な点が多いが、「協働取組」事業には旧来の枠を超える積極面があり¹⁰⁴、それが「水島再生」にも生かされていると言える。

水島での環境学習は、2018年、西日本豪雨災害で一つの転期を迎えた。防災教育が必要となったが、みずしま財団ではこれも環境学習の一環と考え、岡山県生涯学習センター主催の「社会教育の視点をもった防災学習プログラムづくり」に参加、地域公民館や高校と連携して

¹⁰² 除本理史・林美帆編『「地域の価値」をつくる—倉敷・水島の公害から環境再生へ—』東信堂、2022、pp.112, 117, 126-128。

¹⁰³ 拙著『持続可能な発展の教育学』前出、第4章および第7章。〈図-3〉の「自己教育過程」の理解、意識化・自己意識化と「現代の理性」形成についてくわしくは、拙著『自己教育の論理—主体形成の時代—』筑波書房、1992、第2章および第3章、「認知資本主義」批判については、拙稿「ユートピアから民主的社會計画づくりへ」北海学園大学『開発論集』第113号、2024、Ⅲを参照されたい。

¹⁰⁴ その意義と北海道の実践例については、拙著『持続可能な発展の教育学』前出、第2章を参照されたい。

地域ジオラマづくり、災害の歴史や避難所運営について学び、地域を見直すことになった。コンビナート以前からの地域と住民の暮らしを学んだことの意義は大きく、後の「みずしま資料交流館（あさがおギャラリー）」の活動につながっている。これを出発点に、「持続可能な地域づくり（SD）」を考えることになり、とくにエネルギー問題に取り組んで、「ユースが考える水島の未来」プロジェクトによるコンビナート視察、エネルギー問題講座・ワークショップなどが取り組まれてきた。それらを通して、教師も学びの主体として考えられるようになり、世代間の交流・連帯の方向が見えてきたのである。企業と市民の協働を発展させるべく「みずしま滞在型環境学習コンソーシアム」が、みずしま財団を事務局として発足する（2018年）。その目的として、「世界一の環境学習のまち みずしま」が掲げられたのである。藤原は、「世界一」とは「かけがいのない、唯一であるとの表現」だと言う。そのかけがえのなさとかけがえのない経験は、「みずしま資料交流館」の資料展示と、開かれた多様な学習・研究活動にもあらわれている。

ESIC の第5の領域である地域社会発展計画は「水島再生プラン」に表現されているのであるが、それは以上のような実践に支えられて不断に発展しつつあると言える。新 SDGs 時代の現段階で、それらに対応するような第6の領域、すなわち地域住民主体の「地域生涯学習＝ESD 計画づくり」が求められている。そこでは、本節で見えてきたような諸実践が相互に響き合って、さらに関連するグローバルな実践が相互豊穡化していくような「平和への地域づくり響同」が念頭に置かれるようになるであろう。それぞれが「世界一」の ESD 計画づくりは、それらをふまえた「未来に向けた実践総括」になる。

おわりに：小括

「コロナ危機」（パンデミック）と「二つの戦争」（裾野に広がる「地域紛争」）、そして「地球沸騰」（「気候危機」）。これらに対応する「国連・未来のための協定」（2024年）のような動向をふまえて本稿は、現段階を「新 SDGs 時代」と捉え直し、「平和への地域づくり教育」を再提起・再考することにした。

「新 SDGs 時代」は「人新世末期」の諸課題に直面し、人類史的選択も迫られている。しかし、たとえばⅠで見たように、「気候危機」対応の鍵となる化石燃料依存からの脱却＝「自然再生エネルギー」拡充の、これまでの SDGs における位置付けは曖昧であり、「再生エネルギー開発」がかえって環境破壊をもたらし、大国の自然資源・エネルギーの争奪戦・「エネルギー安全保障」政策が、「関税戦争」にも及ぶ「戦争」と「紛争」の大きな要因にもなっている。そうした中で、「持続可能で包容的な社会」に向けた「〈平和への〉実践としての民主主義」、その具体化としてのグローバルな実践＝「平和への地域づくり教育」が求められているのである。

新 SDGs 時代の気候危機は「環境正義」や「プラネタリー・ワンヘルス」だけでなく、自然・大地と人間に対する「ケアの倫理と政治」をも問うている。Ⅱでは、フェミニズム運動を

ふまえた「ケアに満ちた民主主義」(岡野八代)の提起を吟味し、残された課題に対応するものとして、人類史やグローバルサウスの人類学的研究をふまえた「基盤的コミュニズム」(「人々は能力に応じて、人々には必要に応じて」)を提起する、D. グレーバーの主張に立ち入ってみた。それらは、多様で多元的でありながら普遍性をもつ「平和」の理解につながっていくであろう。

グレーバーは、ケア労働を中心とするエッセンシャルワークに対してブルシット・ジョブが横行する倒錯した現代の労働のあり方を批判しつつ、気候危機をも解決する上で最も簡単で有効な方法＝「普遍的ベーシックインカム (UBI)」を提案している。他方で、エコロジスト・A. ゴルツは、高度な生産力発展のもとでの「経済的理性」の支配を批判し、「労働の解放」＝「自由時間の解放」を主張していた(所得権と労働権の統一)。しかし、彼らの主張を現実化する政治と実践に人々が取り組むためには、交換・分配や消費生活(「代償的消費」)にまで及ぶ「経済的理性の狂気」(D. ハーヴェイ)がもたらす「総体的自己疎外＝社会的陶冶過程」をふまえた、自己教育・相互教育活動とそれらを援助・組織化する社会的教育実践が不可欠である。その前提は、ハーヴェイが理解する「地域的価値体制」論や時空間論をふまえつつ、「新たな空間や時間を生産し、場所を形成・再形成し、社会生態学的・環境的諸関係を革新する」、「実践の時空間」として地域を捉え直すことであり、その展開を理論的に支える「実践の学」¹⁰⁵の創造である。

この間のグローバルな諸課題に対応し、批判的・革新的諸理論の展開をふまえた、新たな地域社会教育・生涯学習論が求められてきた。Ⅲでは、グローバルなサウスとノースの接点で、「紛争解決」のために「真に革新的」な自律的成人教育に取り組んだ北アイルランドのUlster People's College (UPC)の「平和への地域づくり教育」を、国際成人教育運動やESDの動向、かかわる「実践 Praxis としての民主主義」の展開論理の中に位置付け直し、再提起した。

自由権と社会権に次ぐ「第3世代の人権」とくに「自己決定権＝発展権」を発展させ、「協同的自治統治」と「共生平等」を実践的に統一する現代民主主義、その一環として「平和で民主的な地域づくり」の諸実践を捉え直すことが必要である。これまでSDGsに先行して、そして並行して「持続可能な発展のための教育 (ESD)」が推進されてきたが、新SDGs時代に対応した「平和への地域づくり教育」とその中心にある「持続可能で包摂的な地域づくり教育 (ESIC)」の新たな展開が求められているのである。

具体的には、SDGs モデル都市・下川町の「15年一貫森林環境教育」、浦幌町の世代間連帯への地域づくり教育(「うらほろスタイル」)、恵庭市の生涯学習計画づくりとまちづくり、そして「やさしさ(ケアの倫理)」を絆として有機農業・障害者福祉・絵本図書館活動を結びつける剣淵町の「絵本の里づくり」といった、日本の周辺である北海道の諸実践がその可能性を

¹⁰⁵ 拙著『将来社会への学び』前出、第9章。

示していた。

最終節では、それらと全国的社会教育運動における環境教育の現段階をふまえて、新 SDGs 時代の「平和への地域づくり教育」を示す二つの実践例を取り上げた。ひとつは、「山伏信仰（修験道）」を万物循環の象徴的慣行として理解して、生態域保全活動を進める「英彦山・姥が懷の景観保全運動」であり、Ⅱで見たケア論的・人類学的視点からも注目される。もう一つは、典型的な化石燃料依存の工業地帯がもたらした公害を乗り越えて、「環境学習による地域再生」に取り組んでいる「水島再生プラン」の諸実践であり、Ⅰで検討した「自然再生」活動としても、被災後の持続可能な地域復興・再生活動としても重要な実践モデルを提供している。これらに見られる協同的・協働的・共同的諸実践が創発し合い、相互豊穣化していく「地域づくり響同 Symphony of Community Development」のグローバルなネットワークと学び合いが、多元的普遍性をもつ「平和」の内実を創造・展開していくことになる。

スロヴェニア生まれの反体制派知識人として知られている S. ジジエクは今後を、「企業中心の新封建主義」（Ⅱの 3 で見たグレーバーの言う「経営封建制」）と「われわれに新たな連帯を築くことを余儀なくさせる、不都合な事実への覚醒」との闘争と見ている。その上で、「二つの戦争」に直面して「唯一の代替案は、スタート地点、つまり過去に戻って、その問題が浮上するのを防ぐこと」だとし、「イスラエルとロシアの類似性」を指摘しながら、「戦争のあと物事がどうあるべきか」を考え、「この攻撃を利用して思い切った社会改革に乗りだすこと」を提起している¹⁰⁶。筆者も、「二つの戦争」を「北アイルランド紛争」と重ね合わせて¹⁰⁷、スタート地点に戻りながら、社会改革につながる実践的・理論的課題を考え、「平和への地域づくり教育」を再提起してきた。それは、かつて石田雄が提起した「中央と周辺の無限の連鎖」をふまえた周辺からの平和研究の重要課題に応えることにもなるであろう。すなわち、「異文化との対話（国境をこえたものと国境の中のもの）を促進し、その対話がより普遍的な文化的アイデンティティを創造するように方向づける方法を追求すること」¹⁰⁸である。

「戦争／紛争の時代」としての 21 世紀、平和はケア活動や環境保全活動の前提というだけでなく、「平和的生存権」を具体化するそれらの諸実践が「平和づくり」の活動へと直接的に繋がっている。両者は相互に関連しあい、「平和への地域づくり教育」の実践において実践的に統一されつつある。本稿では「平和」をめぐる国際政治・平和維持活動や平和学習など、関連して取り上げるべき動向に直接立ち入ることはしなかったが、これまでの検討により、新 SDGs 時代における「平和への地域づくり教育」の重要性についての提起はできたと思われる。

(2025 年 6 月 15 日脱稿)

¹⁰⁶ S. ジジエク『戦時から目覚めよ—未来なきいま、何をなすべきか—』富永晶子訳、NHK 出版新書、2024、原著 2023、pp.256、267-269。

¹⁰⁷ ジジエクの評価もあわせて、拙稿『『二つの戦争』と『共喰い資本主義』を超えて』前出、第 4 章第 3 節。

¹⁰⁸ 石田雄『平和・人権・福祉の政治学』明石書店、1990、p.309-310。